

30226

教科書文庫

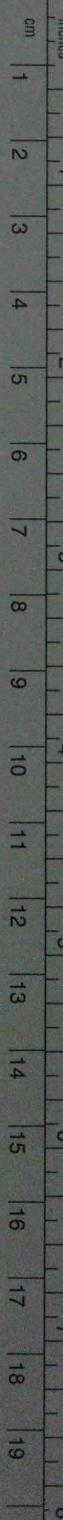
3
810
32-1894
200030
1439

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

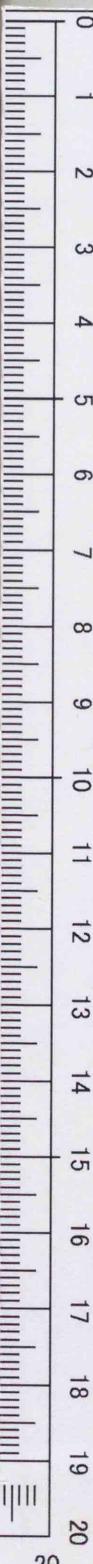
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak



頃本

西村正二郎編述

下編卷一



375.7
N.19

廣島大學圖書



勅語

朕惟フニ、我ガ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我ガ臣民、克ク忠ニ克
ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥美ヲ濟セルハ、
此レ我が國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ
此ニ存ス。爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相
和シ、朋友相信ジ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ボ
シ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、德器ヲ
成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ
重ジ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉ジ、

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。是ノ如キハ、
獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾
祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ遺ハ實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫
臣民人俱ニ遵守スベキ所、之ヲ古今ニ通ジテ謬
ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ。朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ、咸其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ。

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

高等新讀本下篇第一卷

目次

- 第一章 肇國の宏遠
- 第二章 忠良賢哲の略傳(一)
- 第三章 朝鮮
- 第四章 先哲の書簡 賴三樹三郎より櫻氏よ送り一書
- 第五章 原因結果ノ連鎖
- 第六章 大佛殿ノ南大門ヲ修ムル記
- 第七章 樹徳の深厚
- 第八章 忠良賢哲の略傳(二)
- 第九章 支那の地理(一)
- 第十章 萬有法
- 第十一章 銀行の利益
- 第十二章 兩士の志願

第十三章 渡邊華山より石村某に寄せ一書

第十四章 忠孝の臣民

第十五章 支那の地理(二)

第十六章 理科ノ知識

第十七章 國體の精華

第十八章 忠良賢哲の略傳(三)

第十九章 支那の四大河流

第二十章 ワシントンの母

第二十一章 動體ノ勢力

第二十二章 忠良賢哲の略傳(四)

第二十三章 盤谷府ノ伽藍

第二十四章 古人ノ苦學(一)

第二十五章 古人ノ苦學(二)

西村正三郎 編述

第一章 肇國の宏遠

昔我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊此豐葦原の瑞穗の國を擧げて、我づ天祖彦火瓊々杵尊に授け賜へり。皇祖皇考乃神よ乃聖よ、慶を積み暉を重ね、多く年所を歴たり。聞く東に美地あり、青山四周をと。彼地必當よ以て天業を恢弘し、天下に光宅をろに足る者あらん云々。右ハ神武天皇が東征よ臨みて詔らせ賜ひー御辭の中より抄記せー者なり。以て我づ皇祖の國を肇め基を開かせ賜ひー規模の宏遠あるを知るべー。謹みて吾が國と皇室との起原を尋

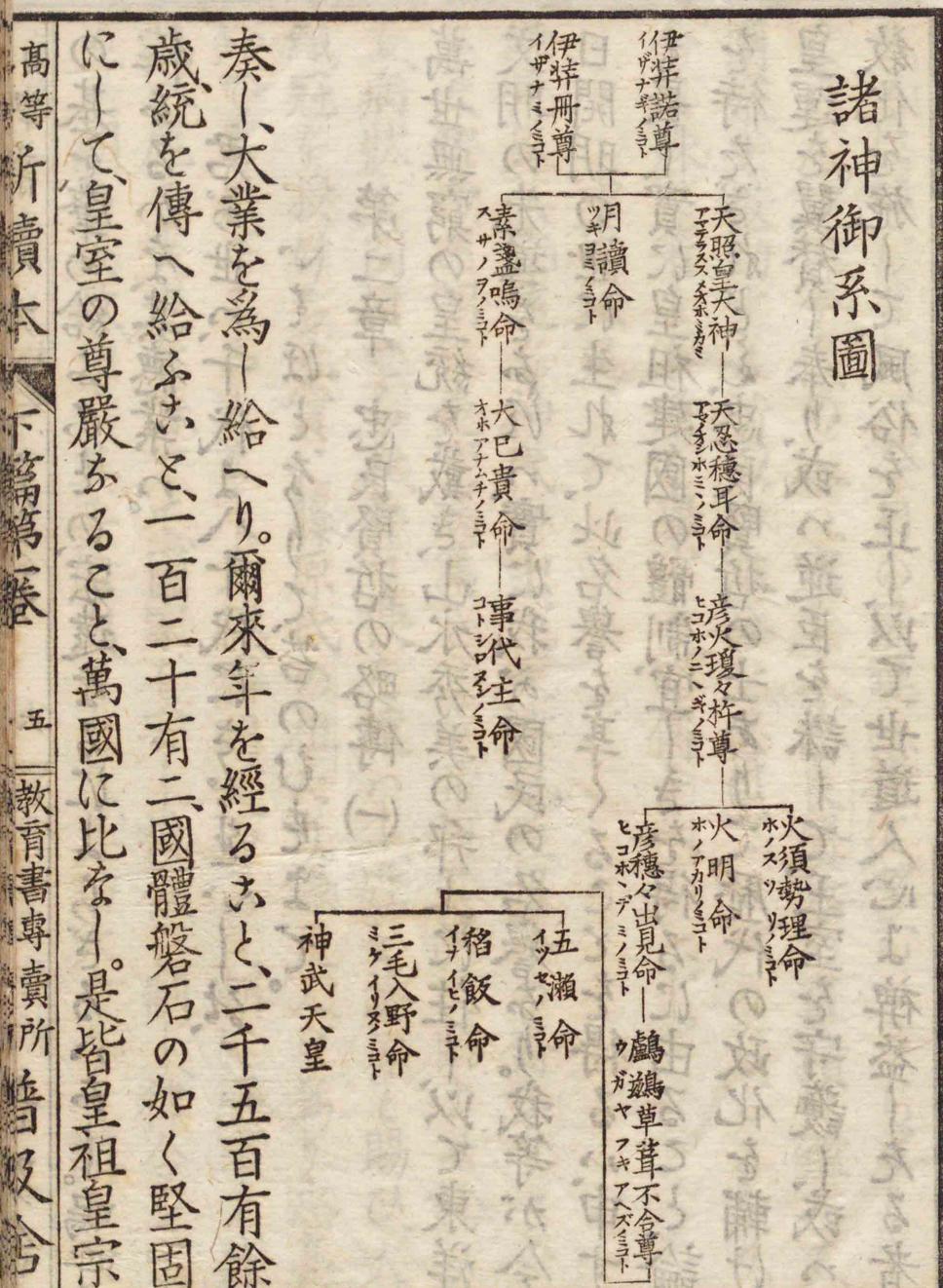
ね奉るに、太古伊弉諾、伊弉冉の二神、天神の命を受けて此國土を修理し、以て造化の功を助けたまひき。國土已に成り、草木已に茂るに及びて、人民始めて殖くるふとを得たり。是よ於て、宇宙の君と爲りて、これ等の萬物を主宰をべき神を生みたまふ。之を天照皇大神と申す。即皇祖の神にましまして、我國君臣の分へ已に此時ふ定れり。皇大神その皇孫彦火瓊々杵尊を、日向の高千穂の峰に沃降したまひ、之に葦原の千五百秋の瑞穗の國へ、吾の子孫王たるべき地なり。爾皇孫の命、就まして治めせ。寶祚の隆えんこと、天壤の與窮なげんと信詠いたまひて、我づ日本の國土へ、千萬世の後までも一系連綿として、其統を傳へ、異姓他族の覗觎をべきふららざるふとを、神のらせたまへり。是よ

り、列聖相承けて、神武天皇に至る。

神武天皇は、鷦鷯草葺不捨尊の御子にして、實ふ吾づ國家の鴻基を定め、皇室の本根を固めたまひし、皇宗に坐つたませり。初天皇日向の高千穂の宮より御在ける時、運草昧に屬し、四海未全く王化に潤へざり一かば、御兄五瀬命と相議り、更に都を東方便宜の地に遷し、以て大政を擴張せんといたまふ。乃日向を發して、豐筑等の國を巡り、安藝下航し、吉備に入り、居ますと數年、不逞の徒の王師に抗むるもあらんふとを慮り、舟師を率みて、海路東上し、將に中國に入らんこーたまふ。時に賊首長髓彦、大衆を帥みて、逆へ戦ひ、御軍利ふく、五瀬命へ流矢に中りて、遂に薨ドたまへり。天皇猶屈一たまひ益勇を鼓して、熊野の險路を越え

宇陀の荆棘を披きて、進みたまひーに、國人天神の御子至りまひと聞き、其徳を慕ひ奉りて、迎ふる者甚多かりき。乃兵を進めて、丹波・戸畔・况瀬等の賊を誅し、又謀を以て八十梶帥を斫りたまひければ、賊勢日よ蹙よりぬ。饒速日命、長髓彦を殺して降りーに及びて、中州悉平ぎ、復風塵の患無かりき。天皇の日向より發へたまひーより、此時に至るまで、已よ數年の星霜を經たり。其間或へ御兄の命の薨御に遭遇し、或へ海上にて暴風よ沮まれ、激浪の為に、殆覆没せんとする難を蒙り、或へ糧食の缺乏よ困み、妖神の毒に惱ませたまへる等其艱苦辛楚の状態、實に想ひ奉るに餘あり。然るに天資の英邁豪毅ふわたらせたまひーより、堅忍不拔、少一も御志をひるませたまをす。終に能く平定の功を

諸神御系圖



奏し、大業を爲し給へり。爾來年を経るふと、二千五百有餘歳、統を傳へ給ふと、一百二十有二、國體磐石の如く堅固にして、皇室の尊嚴あること、萬國に比ま一。是皆皇祖皇宗

の基を肇め給ふとの、宏遠なるによらざるハアレ。嗚呼偉あるかな、其徳業ハ。

君が世ハ、千代より八千代にさへき一法、いそほとなりて、苦のむをよで。

第二章 忠良賢哲の略傳(一)

萬世無窮の皇統を戴き、山水秀美の邦土に住し、以て東洋文明の先導をあひ、實に我が國民の名譽あり。我等が今日開明の世に生れて、此名譽を享くることを得るハ申すも畏し、實に皇祖建國の體制、宜しきを得るに由ること、論を待たざれども、忠良賢哲の士ありて、歴代の政化を輔け、皇運を翼賛し奉り、或へ逆臣を誅して、王室を守護し、或へ教化を施して、風俗を正し、以て世道人心よ裨益したる者

あるにあらざれば、今日の隆運ハ、得て望むべうらぎり一ならん。故に今代の人ハ、宜しく忠良賢哲の事績に鑑みて、國家よ報効する所以の本分を思はざるべからざるあり。今其殊に著しき者を擧げて、略傳を示をべ。

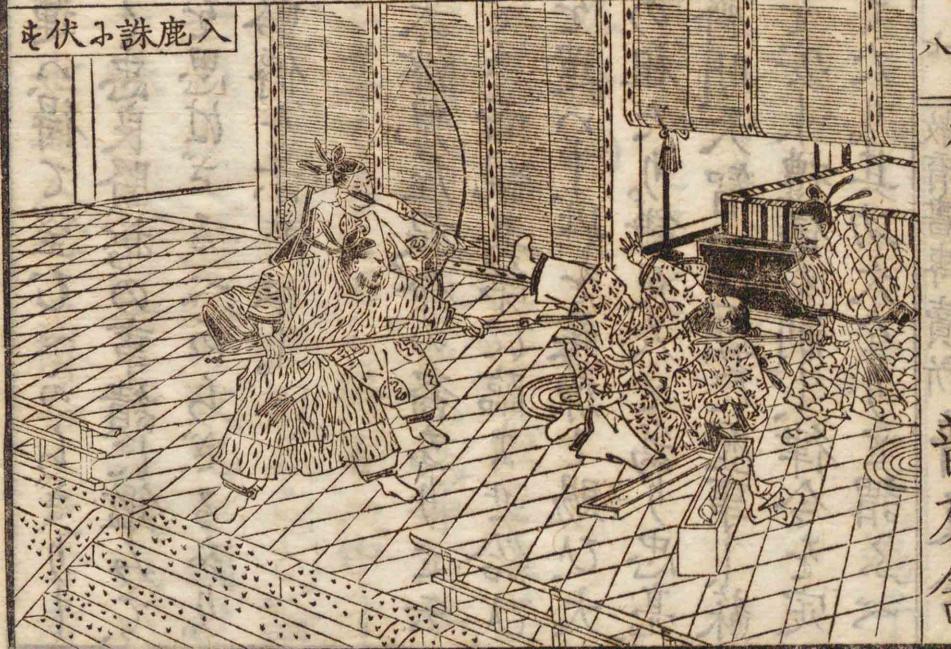
中臣鎌足

鎌足は、其先遠く神代よ出づ。天津兒屋根命の裔ありと云ふ天智帝の朝に薨す。病篤きとき帝親其第に臨ませ給ひて、病状を問はせられ尋て使を遣へ、姓を藤原と賜ひ、大織冠を授けらる。實に藤原氏の祖たり。鎌足人と爲り忠亮、知て言はざるふとな。孝德、齊明天智の三朝に歴事し、蘇我入鹿の大逆を誅して、國家を安し、禮儀を制し、律令を定め、三朝の美政、多く其手に出でたり。其功大なりと謂ふべ

し。故に子孫昌盛、隆を王室と共にし、今ふ至りて衰へず。何ぞ徳の盛あるや。

和氣清麻呂

孝謙帝のとき、僧道鏡寵を恃みて僭肆あり。會太宰の主神某、宇佐八幡の神託と稱し、奏して曰く、道鏡を天位に即か一めば、天下泰平ならんと、天皇和氣清麻呂をして神勅を請はしむ。發するに臨み道鏡清麻呂に謂て曰く、我をして



望を達せしめば、卿を以て太政大臣とあさん、否らざれば、酷刑に處せんと。既にして清麻呂還りて、復命して曰く、我が邦閥闢以來、君臣の分定まれり。臣を以て君とあをおと、未之ちらず。道鏡ハ大逆無道あり、天つ日嗣ハ必皇胤を撰むべし。と帝默然たり。百官色を失ふ。道鏡大に怒り、名を穢

和氣清麻呂



麻呂と改めて大隅に流し、途ににて人に殺されしめんとし、果さず。翌年天皇崩ト、光仁帝位に即くに及び、道鏡を下野に流し、清麻呂を召還して、本官に復せり。清麻呂の如き者ハ實に希世の忠臣と謂ふ

べ。道鏡の兇慾盛ある日に當り、身を忘れて逆威を挫き、以て國家の大難を靖したるは、其功萬世よりて朽ちず。卒せ後正三位を贈られ、今猶西京の高尾山に祭り、護王神社と稱せり。

菅原道真



味澤武麻呂

道真ハ、野見宿禰の裔ありと云ふ清和帝以來五朝に事へ、醍醐帝の時、右大臣より拜せらる。帝又宇多上皇と議し、道真を召して庶政を關白せしめんことを密諭す。時に藤原時平左大臣たり。常に道真の才

學已に優り、且寵遇厚きを嫉む。此密諭あるを聞くに及び、益懼ばず。遂に源光、藤原菅根等謀り、道真廢立を謀ると讒せし。かば、帝大に怒らせ給ひ、道真を太宰權帥に左遷す。後三年を経て、配所ふ薨せり。時ふ年五十九ありき。道真、碩儒宿德を以て時望有り、政務を綜理して、裁決流るゝが如し。宇多帝、道真を用ひ、藤原氏の權を收め、王室の勢を張らんと欲し、道真も亦天下の重を以て自任せしも、終に讒構によりて貶黜せられし。誠に悲むべし。道真の太宰府に在るや、門を閉ぢて出でず。文墨を以て鬱を遣るのみ。然れども、忠愛の二字ハ、未嘗て之を忘れず。一日重陽に遇ひ、舊懷の情ふ堪へず。詩を賦して曰、

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、

恩賜御衣今在此 捧持毎日拜餘香

第三章 朝鮮

朝鮮の國たる北ハ露西亞領西比利に接し、西ハ支那の滿州と黃海とよ瀕し、東南の二面ハ朝鮮海峽及日本海を隔て、我之國に相對す。全面積ハ一萬三千七百〇三万里にして、南北の長さ百八十八里より、東西ハ廣き處にて、五十五里餘あり。而して海岸線ハ四百三十三里に達すと云ふ。其人口ハ或ハ七百三十萬餘ありと云ひ、或ハ千五十二萬餘ありと云ひ、或ハ又實地より調査して二千六百五十萬の數を得たりとも云ひて未精確の統計を見るに至らず。然れども重歛苛税より堪へばして、一家離散し、人口も亦年々々に減少するべく可からざる事實あるづ如し。

朝鮮開國の始祖ハ檀君にして、次を殷の箕子とあす。箕子の子孫此國を統治すること四十一世、凡千百三十年餘に涉り、遂に燕の亡命の臣衛滿と云ふ者に篡奪せられて、其血統全く斷滅せり。衛滿更に王位に登り、之を其子孫に傳ふるあと、三世ふて、漢の武帝に攻め亡ぼさる。漢廷之を三部に區分す。馬韓、辰韓、弁韓即是なり。此三韓は後更に百濟、高麗、新羅の三國となりが、新羅遂に他の二國を戡定して、之を統一せり。已にして前の高麗王の苗裔王建起りて新羅を亡し、其子孫相繼ぎて、國政を執ること、三十三世かよそ四百五十年にして、今の王朝の太祖康獻王李成珪と云ふ人に覆滅せらる。是に於て、國號を朝鮮と改めて、明の正朔を奉じ、今猶國王の新たに立つ時ハ、必清帝の封

冊を受くる事とあり居れり。其革命ハ我ガ後龜山天皇の元中九年にして、爾後歴世相繼ぎて、全國を統治し、今王諱ハ李熙に至るまで、世を経るおと三十世にして、歷年四百九十二年あり。今王ハ大院君李昇應の第二子ふして、我ガ文久三年に王位に即かれたりと云ふ。

政治ハ純粹の專制政治にして、國王のふ獨無限の權力を有し、大小の政事一切皆其親裁に出づ。是他の專制國にも多く見ざる所なり。是が為ふ、内宦ある者徃々にて威福を弄し、殊々隨時宮中に出入りて、王側ふ近侍をも別入侍と云ふ者常に國王の顧問と為り、亂階を招き一ひとさへ少からざりきと云ふ。舊制ハ領議政と左右議政とを以て、内閣を組織し、之を議政府と稱して專政治を總攬せしに、



明治十五年の亂後、新に統理
衙門を置き、之を内務府、外務
府に分ち、督辦をして之を領
せしめ、威權甚强大あるもの
となり、其勢議政府と對立を
るに至れり。此外に、吏曹、戶曹、
禮曹、兵曹、工曹、刑曹の六衙門
ありて、一切の政務を分掌せ
り。其長ハ判書にて、次に參
判參議各一人あり。其他政府
の中に於て、宣惠堂上と云へ
るハ、最有力ある官職にて、

鑄錢の事及物價の平衡より、兼て負商、歩商を總攝する事とを掌るあり。又武衛及警察にハ、統衛使、總禦使、壯衛使、左右捕將等ありて、皆高貴の官職なり。

地方の政治は、全國を京畿忠清、全羅、慶尚江原、平安、咸鏡、黃海の八道に分ち、監司を一て之を管治せしむ。監司の下に、府使牧使、郡守、縣令、鎮將、又ハ萬戶侯ありて、府、縣、州、郡、鎮、及萬戶を支配セリ。又此府、縣、州、郡を更に小分して、之を邑とし、洞とす。邑ハ我の郡區の如き者ふして、洞ハ我の町村に似たり。其他漢城にハ判尹を置き、仁川、金山、元山にハ監理使を置き、水原、江華、松都、廣州、春川ふへ留守を置く。是皆中央政府の直轄を有する所にて、監司之に關涉を有するを得ざる制なり。又各道にハ、陸軍兵營を置き、沿海ふへ水軍統營

を置く制なれども、是只名を存するのみにて、其實一人の兵士を見るふとふし。但京城にハ五六千の歩兵ありと稱そと雖、其實ハ、二千人に過ぎずと云ふ。

朝鮮ふへ初等教育の組織あり、從て普通人民の爲に設けたる學校あるふとなし。或ハ私塾ありて、弟子を教習せらるを見れど、是只少數ある上等人民の子弟に、雜種の書籍を誦讀せしむるに過ぎず。但京城ふへ英語學校及日本語學校の設けあり。佛蘭西及米國の宣教師等の建てたる學校もあれど、就學の子弟ハ、寥々晨星の如くにして、政府も更に意を教育に用ゐる實跡あらば。貢舉の法ハ、專支那の制ふ徴ひて、考試を施行し、以て文科武科の士を登庸し、又低きハ、秀才等の學位を授くる成規あれども、是すら今ハ、告

朝の餼羊にて、多くは資財を官に納めて朝官に列し、若くは道台ふ登任するもの、其過半を占むるが如一と云ふ。

元山、仁川、金山等の我居留地より皆小學校を建て、我び國風の教育を實施をれども、是皆我居留人民の子弟を教養るべき目的にて、固より朝鮮人の子弟を教育せんとにはあらず。

第四章 先哲の書簡 賴三樹三郎より櫻氏に送り文
事來は著士の家来へ托さむて書状お達久闇よりて坐面
よ掲きよびぬく大よ懇意を慰めをりな因時楊椒山全
集は贈り下されば厚情傷みアリヒテノクモハ叢露ハ之
を無くほゞモニ二三之の少稿子うそ由ふ傳りひ報

國の忠魂依然としてゐ崩して之れ無き様おぶり十年の
旧友も大よ達疎を慰めやひ小生も只く詠酒をお祝り身
體沈醉ハ被一病くへども素志の所立一時を忘れひ隙ハ未
だ無く狂態ハ相くらす。ひすも之れヨリアリ大樂源
ち郎より西吹北下さるべくに此涼を郎とや人ハ長物の
陪臣少てを本末拵宅ふ因寓被一病りゆく學文未熟ふ
ハ立身へども頗る志の者よりて久取替時に戸へ残り生で
申す。一日位ハ在るも被一病りゆく志ひ恐れへり。ともね
成りつゝ先兄の宅には亟きトさきあ事形勢古安あせト
さきもく様頬上に書物をぐもく被一名利お求小族ふ
ハ立度多く物又天下の時弊の事相憂へ。ひハ多とお内
の事よりて性むうき事みてひ立度多く儀一からあ地いろ

いろの惡天狗現出いあ一天下有志を國の老の邪魔絶へ
もの多かられそり困りへりやひ去あり吾等をもふよ
に國恩を報じやうと之れをもてくと存ドきりは身
の大小存ドキテ事かの車相傷きやうともももひは存
多くと存ドきりは身をめが水のすハ天下眼圓のすに
て誰も左様存ドリ事とて西儘も大体人さのめくお
成りやうとあくは板又希ヒ作一條お残書附何卒水充
作の声耳よし入れ下さるくは小生骨わり居る所ハ
米の一條ありと役垣閣上系まつ水の充作の内奏の一件
お詫て活勤乞の諒を以へども誰も蓄米の一義に氣
の附きぬもの生産無く小生もいろく詰方へり入を立
きひへどもをよ片付きやうと已よ詰野の照坂一もヤ

入れ立き京師回志の地役人も一あんそれそりが城大
坂ち量積の弊相除はと於て詰ゆ成るのき姿も立す
此義ハ小生大さうと氣りてハ立度せくは義よくくは考
下さきて極頗り西儀のすき餘源絶空力の事ハ才無
くお咎めやひ充契も小生も若き少内をものりは立す
ちこらきやもべくはひの城の一件京師蓄米のすき充作
の立耳ももはれ立き下さるべくは小生名聲もお求
ひ立そとひ立き京師へ立内奏の次第も之れそり仰卒立
み立入れ立き下さき立様頗り立並みの源立部よりは安
彦下さるべくは小生も碎生漫死よ立すへどもいきみ
立度く内ハ立め仕立大坂の大久保薦の先生ねハ議論

ハ愉快より往くへども實るハ事ひらきびに様取ドモ
り豆が残の一件何ふも先作の少年にほ入れをき下
さる可く此先契先年の事もこれよりをひき延きハ
忘れやきばほす前のみの事ハ先契も夜ドそれより半
何卒先作へ送ヤ一約めトさるべくほ古源を即の事宣
へシ般やとこ多きを乞匂と走る事

四月廿二日

頼三樹三郎

橋任藏様

研社

再白何ふも大樂源を即古を度無くは差圖下さき
車の發起致一ト様内中安下さるのくに源川寛よ松
一も托一巻一ゆひへども萬く持借等の事すもどき

つまよし小生より上仕了る何ふ直參頼と愛す
うき有志の仕士也

由

字解

水の事 水府即水戸

堀閣

堀田閣老ノ略語即時ノ

果

注意

西儲 西方ノ儲蓄米ノコト當時攘夷ノ舉ヲ實行セントテ密謀セ

シ際ナレバ京都ニ米ヲ貯ヘテ軍糧ニセントシタルナラン

走

因

第五章 原因結果ノ連鎖

凡事物ノ起ルハ必因リテ起ル理由アリ、之ヲ物ノ原因ト
云フ。物ニ原因アレバ、必之ニ從ヒテ生ズル事物アリ、之ヲ
物ノ結果ト云フ。今夫外物ハ感覺ヲ起ス原因ニシテ、感覺
ハ外物ニ因リテ生ズル結果ナリ。馬車街上ヲ走ルトキハ、
音アリ、轟然トシテ耳ニ入ル。其音ハ結果ニシテ、馬ハ之ガ
原因タリ。烈臭人ヲ薰ズレバ、其臭ハ即結果ナルガ故ニ、必

他ニ原因トナルベキ物ナキヲ得ズ。若其物ヲ發見スルトキハ、則臭ノ原因ヲ知ルト云ヒ、或ハ臭氣ノ發スル理由ヲ發明シタリト云フ。然レドモ、一物ノ原因トナル者モ、亦要スルニ他物ノ結果タルニ過ギズ。例ヘバ、葱ノ燒クル者アリ、之ヲ臭氣ノ原因ナリトセシカ、葱ノ燒クルハ、亦他ノ結果ナラザルヲ得ズ。偶其傍ニ木燧アレバ、之ヲ以テ燃焼ノ原因ナリト云ハシ。然レドモ、木燧モ亦人アリテ、之ヲ置キシニ非レバ、決シテアルベキ理ナシ。故ニ木燧ノ在ルハ結果ニシテ、人ノ之ヲ置キシハ原因ナリ。然ルニ人ハ何ノ理由アリテ、之ヲ置キタルヤ、不注意ニ出デシカ、將意アリテ然リシカ。若意アリテ然リトセバ、其意ヲ生ジタル原因ヲ問ハザルヲ得ズ。斯ノ如クシテ、一問又一問ヲ生ジ底止ス。

ル所ナルベシ。

是ニ由リテ之ヲ見レバ、一事物ノ原因トナル者ハ、亦必他ノ事物ノ結果ナラザルハナシ。而シテ此原因モ、亦他ノ結果ナルガ故エ。原因ト結果トハ、相連鎖シテ盡キザルナリ。凡何物ニテモ、人其一原因ヲ看破スルトキハ、之ヲ發明シタリト言フ。然レドモ是未十分ノ發明ト云フベカラズ。若此原因ノ原因ヲモ發見シ、尚進ミテ原因ト結果トノ連鎖ニ遡ルヲ得バ、其發明始テ十分ナリト云フベシ。然ルニ、智力最高キ人ト雖、猶ソノ一二原因ヲ知ルニ過ギズ。故ニ今日ニ在リテハ、事物ノ説明、恐ラクハ十分ナル者ナルベシ。

問答

原因トハ何ヲ云フヤ。結果トハ如何。原因モ亦

他ノ原因ノ結果ナル例ヲ舉ゲヨ。發明トハ如何ナルコトヲ云フヤ。

第六章 大佛殿ノ南大門ヲ修ムル記 土屋弘

明治十三年三月寧樂大佛殿ノ南大門ヲ修ム。舊跡ヲ存スルナリ。蓋寧樂ノ市民ハ、平生最舊跡ヲ重ジ、凡神祠佛刹山林川池ヨリ以テ禽獸草木ノ微ニ至ルマデ、苟舊跡ニ關スル者ハ愛シテ之ヲ慕ヒ、敬シテ之ヲ護ラザルハナシ。恭シク惟ミルニ、大佛殿ハ天平中聖武天皇ノ創建スル所ニシテ、今ヲ距ルコト千百餘年ナリ。中ゴロ兵燹ニ罹リ、今ノ殿ハ其舊ニ非ザルナリ。然レドモ、南大門ハ則依然タル舊構ニシテ、歸々翼々タリ。一見人ラシテ古昔ヲ想像セシム。但星霜ノ久シキ往々敗圯傾頽ス。今ニシテ修繕ヲ加ヘズン

バ、殆支持スベカラザラントス。而シテ市民其資ニ任ヘズ、憂歎スルコト年アリ。堺縣令税所君、爲ニ奏シテ之ヲ朝廷ニ請ヒ、廷議金三千四百七十五圓ヲ賜ヒ、命ジテ之ヲ修理セシム。蓋特典ナリ。乃瓦甍ノ破缺スル者ヲ補ヒ、丹青ノ漫漶ナル者ヲ新ニシ、椽桷梁柱ノ朽腐蠹蝕スル者ハ、之ヲ更改ス。既ニ工ヲ竣ヘ、燦然トシテ其觀ヲ革ム。初役ヲ起シテ

ヨリ、此ニ至ルマデ十閱月ナリト云フ。是ニ於テ市民懽抃相慶シ、朝恩ヲ稱贊シテ已マズ。來リテ弘ノ文ヲ請ヒ、記シテ以テ來斯ニ遺ス。弘曰ク、見今世人率^チ新ヲ競ヒ舊ヲ舍ツ然レドモ、新ナル者ハ舊ノ始ナリ。故ニ今日ノ新ハ、即他日ノ舊ナリ。舊曷ゾ舍テ、問ハザルベケンヤ。况ヤ此門ハ築造ノ偉ナルコト、結構ノ巧ミナルコト、後人ノ或ハ及び易カラザル者アリ。保存シテ以テ後代ニ示サバ、其人ヲ感興スル將如何ゾヤ。此蓋朝廷ノ修理ヲ命ゼシ所以ノ意ナリ。而シテ特ニ舊跡ヲ存スルノミナラザルナリ。

第七章 樹德の深厚

大昔に在りて、皇祖皇宗の宏遠なる國の基を建てさせられし前にも言ひ一如くあり。然ゞども御代御代の帝の

御仁徳ハ、決して古代¹のみ普き已けにのばらば。中昔より後ふと、學問をひ一廣めて、人の道を明にし、工業をはげまして、知識をひろめ、人情風俗を本として、もろゝの法度を立てられ一あど、幾千年のその間、終始一日のやうに、大御心をいためさせ給ひし、誠にありぶたきふとあらずや。かく吾々人民を愛し給ひし、さまに、父母の子をはぐくむづ如く、その御恩の普きハ、雨露の草木をもらさぬが如し。ひざりのときには、雨乞し給ひ、なご雨よ、晴を祈りたまひ、高き臺にのぼり給ひて、民のかまどの烟稀あるべ、大御心にのゝり、寒き冬の夜よ、民の肌の冷ふるをかぼー出で給ひし、云ふも更あり、吾々人民を大御寶と唱へられてあと、他國ふも、そのためーなきことあり。支那に

ての聖人の大寶を位といふとも云ひ、又唯善を以て寶と
なぞとも云ひ、又我の寶の賢臣あり、といひ一人もあり
かど、直ちに人民を指して、大御寶といひ、あとあーとか
傳へき、ぬ。さきばよや、如何ほどあらくなけき人民にて
初ふの朝廷に叛き奉りーものも、後にのみ天皇の仁徳
に感じて、降伏したるためーへ、今更かぞへ舉ぐるに及ば
ぬほどあり。是皆御先祖の我が國を開きたまへる仁徳の、
深く厚きによるにあらざして何ぞや。

第八章 忠良賢哲の略傳(二)

平重盛、

重盛は平清盛の子あり。人こそ爲り忠孝にて温順あり。父
清盛政柄を握り、僭横日に甚し。藤原成親等平氏を滅さん

平重盛



おとを謀り、後白河法皇も、亦
其謀に與り給ふ。清盛、成親を
執へ、將より法皇を幽へ奉らん
とす。重盛大に驚きて、清盛の
第に赴く。清盛重盛を見て謂
て曰く、我將に法皇に且く一
邊に幸をあるおとを請ひ、以て
事の定まるを待たんと欲すと、重盛泣きて曰く、重盛、尊貌
を熟視するに、家門の己より衰運に屬するを知る。抑世に四
恩あり。皇恩を最となし。故より正事を以て家事を辭す。家事
を以て王事と辭せず。重盛君恩に沐浴するおと擧げて算
ふべからば。鄉背の決自在る有り。然りと雖、刃を父に刺さ

むことひ、重盛の忍びざる所あり。忠からんと欲されば孝ならば、孝からんと欲すれば忠からず、重盛の進退此に窮まる。大人必今日の舉を遂げんと欲し給ひ、先重盛の首を刎ね給へど、且謂ひ、且泣く。清盛曰、吾衰老、徒に子孫を慮るのみ、乃以て不可とせば汝好く之を計れど、起ちて内に入る。重盛顧みて諸弟の父を諫めざるを計れど、且將士を戒め、妄に動くふと勿ら一めて、第に歸る。然れども憂慮措くあと能もば、令を出一て兵を徵す。清盛之を聞きて惶る。重盛泣て曰く、我父の過を救ひて、却て其心を傷む、吾罪大ふりこ。乃親兵を勞一て、盡く罷め去ら一む。法皇之を聞き、大に感泣一給へり。後幾ならず、重盛病みて薨す、年四十三なりき。

青砥藤綱

藤綱ハ北條時頼及時宗に仕ふ。潔直にて清約なり。奸吏迹を歛め、士風頓に革まる。時頼嘗て夢ふ感じ、藤綱の禄を増さんと欲す。藤綱辭一て曰く、今夢を以て禄を増さば、他日又夢を以て藤綱を斬るか。夫功無くして賞を受くるは國賊のみと。時頼益之を敬す。又人あり、田を争ひ一に、時頼處決一て田を曲者に與へ一



を藤綱覆議して、本主は還へ、あば田主大に喜び、錢を後園ふ投じて去れり。藤綱怒て曰く、訟を平らかに見る、豈汝の爲あらんや、實に主君の爲のみと、錢を其家ふ還せり。嘗て夜滑川を過ぎ、誤て十錢を水に墜す。乃炬を買ひ、人を雇ひて之を得たり。炬の價五十錢なり。或人得る所失ふ所より少きふとを笑ふ。藤綱曰く、十錢少一と雖、之を失ハバ、永く天下の貨を損せん五十錢ハ我之を損するも、人之を得たり、彼是六十錢、其利亦大あらばやと。蓋當時奢侈の風甚し、藤綱以て之を諷るあり。藤綱又施與を好み、得る所の俸祿を以て、悉く貧困者より與へ、自奉ぞるふと甚薄く、衣食粗惡にして、刀室ふ漆を施さず、長く能吏と稱せらる。

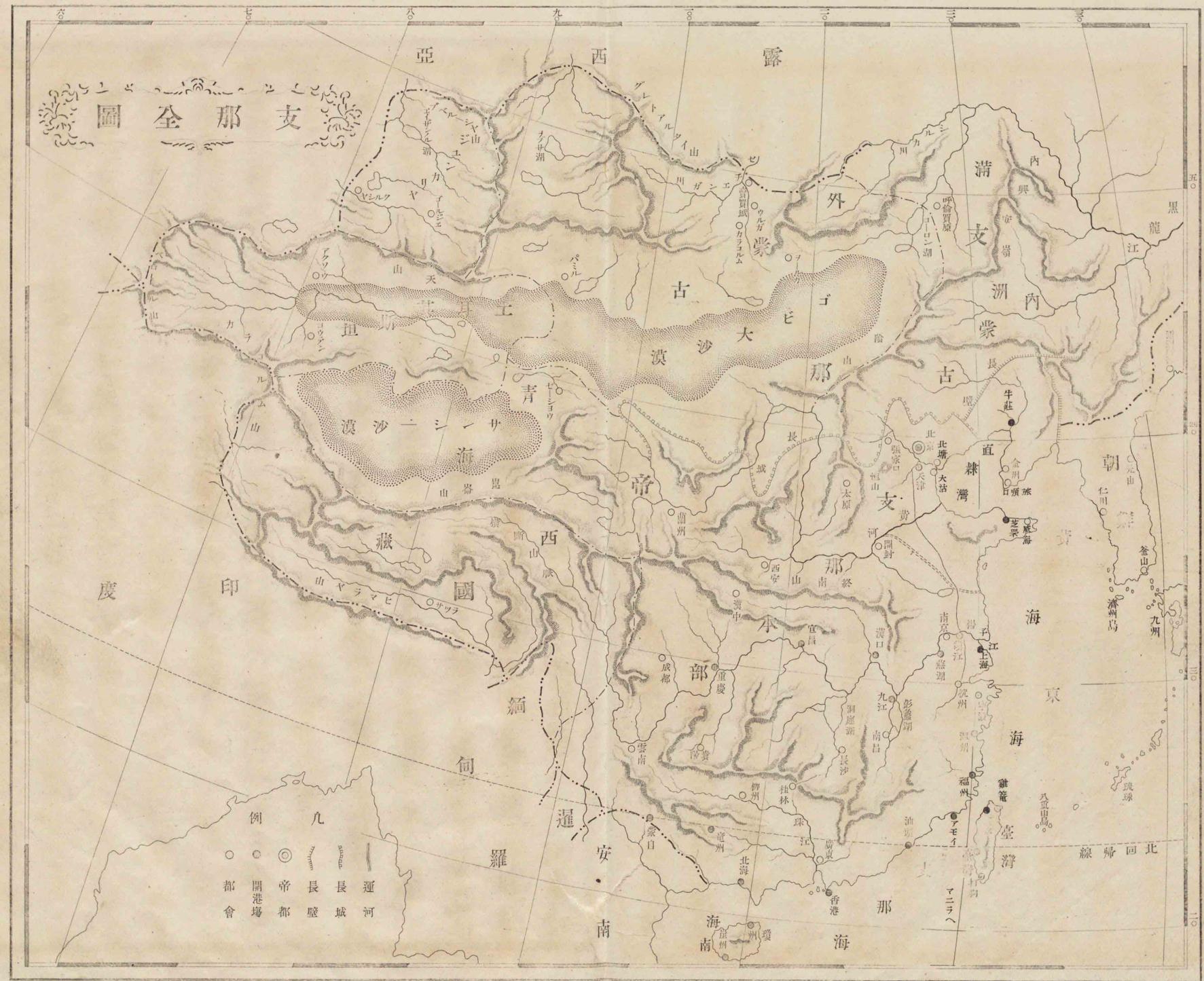
護良親王

親王ハ後醍醐帝の第三子にして、大塔宮と稱す。延暦寺の座主となり、叡山の大塔ふ居リ一を以てあり。天皇親王と謀り、北條高時を誅せんこす。高時乃廢立を圖り、兵を遣はして京に入らむ。親王之を知り、天皇に笠置山の行幸を勧め奉り、自弟宗良親王と賊を迎へて之を破る。已にして兵潰え奈良ふ奔り、般若寺に匿れ、經函中に潜みて免る、ふとを得給へり。赤松則祐、村上義光等と、道士の裝を爲し、峻嶺を歷て、十津川に到り、更に走りて吉野ふ入る。賊の大兵來り攻めいかば、親王親戦ひ、傷を被り、流血淋漓たり。義光親王に代りて戦死す。親王間を得て、高野山に奔り給へり。賊又來り攻む。時に楠正成、兵を金剛山に擧げ、其他勤王の師、各地より起り、新田義貞、高時を鎌倉に誅し、車駕京師に

還り、天下太平と歸せり。亂平ぎて後、足利尊氏の讒を被り、鎌倉より流され給ふ。尊氏の弟直義、鎌倉に在り、親王を土窟に幽し、遂に亂と乘じて弑し參らせたり。時に二十八歳あり。親王の忠節を以て、おの慘禍を蒙り給ひ一へ千歳の下、人の憤慨する所なり。

第九章 支那の地理（一）

版圖 支那は、其版圖極めて廣大にして、中央亞細亞、東部亞細亞に跨り、北緯十八度二十二分、瓊州島の海岸より起り、五十度零十六分、極北の恰克圖に至り、東經七十三度に起り、百二十四度を至る。南北凡九百餘里（日本里程以下同ド）東西凡一千三百里餘とし、大約亞細亞洲の三分一を領し、歐羅巴洲の一倍半に等し。



(疆界) 東北は、烏蘇里、黑龍の二江を以て、魯領の沿海、黑龍の二州に接し、北西は外興安爾泰山脈に依り、魯領西比利亞の各州と交わり、西の葱嶺及天山沿て、魯領土耳其斯坦の各州に界し、西南は比馬拉亞の山脈を隔て、英領印度、緬甸、安南等の諸國と隣す、南及南東は、南海、東海、黃海に濱す。

(區畫) 支那全國の區畫は歴史及行政の關係に依り、分て本部支那、滿州、蒙古、伊犁、西藏の五部と爲す。

(面積) 其面積ハ

本部支那 三十七萬四千百十五方里

屬部

四十七萬九千三百〇七方里

合計 八十五萬三千四百二十二方里

(人口)

本部支那 四億。五百二十五萬三千一百餘人

滿州 一千二百萬人

蒙古 四百十五萬人

伊犁 一百四十八萬人

西藏 六百萬人

合計 四億二千八百八十八萬三千一百餘人

(人種) 支那帝國の人民、凡十分の九まで、蒙古種變性にして、他の人種より屬するもの甚尠。而して其人民へ、唯政略の事情に依て連合するのみからば、亦宗教より依て團結をるものなり。伊犁の回教に於ける、西藏の佛教より於ける如き是あり。蒙古種なる人民へ、總て佛教の各派を奉信せり。

(山脈) 全國の版圖に蟠り、且天然の國境を畫する大山脈を分て、數條とす。南を比馬拉亞とし、中央を崑崙とし、北を天山及亞爾泰とし、皆亞細亞大陸の中心ある、巴蜜^{ミル}爾高原の地より發し、概略の方向へ、西より東に向て奔馳す。巴蜜爾は地球上の最高地あるを以て、地理學者の之を稱して、地球の脊骨と云ふ。

(地の種別) 全國の面積を大分して、山地、丘地、平地の三部とす。其山地部へ、概西藏、伊犁、蒙古、雲南、四川、貴州、甘肅、陝西、山西及滿州の北邊にて、全國五分の二に居る。其丘地部へ、楊子江以南なる福建、江西、湖北、湖南、廣西、廣東の各省とす。平地部へ、直隸、山東、江蘇、安徽、河南、浙江の各省とす。

(山地部) 山地部ハ、南西或ハ北東に奔馳する大山脈の傾斜に屬する部分にして、各大河の水源を發する所とする。其本部中にあるものは、森林、箐篁、到る處地を爲せども、其耕作よ適するもの、亦乏一あらず。往々人口稠密ある都府を有し、豐饒の地と稱する者あり。

本部外に於てハ、塔里木^{タリム}、準噶爾^{ズンガル}、外蒙古等の曠原あり。塔里木水域は海を抜く一千六百尺より過ぎば、他の高地ふ比をきび、之を低地と爲すも、亦可あり。是より以南の地ハ、漸次に隆起して、三千尺より一萬三千尺の高度に至る。然れど此高度ハ、地球上に於て、最高峻と稱する西藏の中には在て、尚低地たるを免れず。西藏の北より南に奔馳する、並行山脈の間ふ奔流する河底ハ、海を抜く八千尺より、一萬

尺に達す。西藏及四川の邊界の巴塘を過ぎて、本部支那ふ通する貿易路ハ、一万二千尺より、一万七千尺の高きに達する處あり。塔里木の北よ至てハ、三千尺より六千尺乃至一萬尺とす。天山を越ゆきば、地勢漸く低く、準噶爾の窪地を経れば、減じて一千五百尺とある。又北行して、外蒙古、科古多の高原に至れば、七千尺より八千尺とす。此高地ハ、連綿として、著しき高低なく、終ふ黒龍江の上流ふ達に。

(丘地部) 丘地部ハ、崑崙山脈南東の支脈に屬する部分にして、四川省の西界を爲せる雪山山脈より、東南に向て、貴州、廣西、湖南、福建、江西、浙江の各省に亘り、南部の諸島嶼終る。此部に屬する山脈の蜿蜒海ふ赴く地ハ、其傾斜漸く緩慢にして、甚急峻あるものを見ず。而して珠江の水域、東

西より亘り、物産最豊富あり。且海岸へ善良ある港灣を有し、支那屈指の貿易場多し。

(平地部) 平地部へ東北大平原と、揚子江及黄河下流の水域とに於て、地積三萬五千二百五十方里、即ガンディス河の灌漑をもる、孟加拉平野の地積と稍同ド。其北部、長城附近の地へ、土地乾燥にして、砂石多く、樹木少し。然れども粟、小麥、其他の農産頗多し。東部へ、大運河ありて、通運に便あるのみならず、沼澤の水利を疏通をもるあり。北緯三十五度以南、江蘇の海岸に至れば、土地低濕にて、殊に江澤河流等多い。平地部中、此部分を以て、最沃饒とす。絲、棉、五穀、烟草等を產出し、他省の需要に供給す。海岸より内地に入るに隨ひ、地味良好ふにて、物産亦少くらす。此平地部ふ屬をもる六省

の人口ハ、一億七千七百萬に下らず、蓋宇内何の地を問ハば、此面積にて、斯の如き人口あるふとを聞うず、其數殆全歐羅巴洲の人口三分の一に當れり。

第十章 萬有法

宇宙間ノ事々物々ハ、一トシテ偶然ニ起ル者ナク必一定ノ秩序ニ從フ者ナリ。人其秩序ヲ察シ、之ヲ記述スルニ、正確ナル語ヲ以テスルトキハ、之ヲ萬有法ト云フ。人若萬有法ヲ學ブトキハ、能ク萬物ノ秩序ヲ知リ、其理ニ通ズルコトヲ得ベキナリ。故ニ苟モ萬物ヲ利シテ、己ノ用ヲ爲サシメント欲セバ、許多ノ萬有法ヲ知ルヲ以テ、最肝要ナリトス。

國ノ法律ヲ知ラズ、又其習慣風俗ニ通ゼズシテ、其社會ニ

住セントスルトキハ、種々ノ困難ニ遭遇スベシ。故ニ苟モ其國ニ入り、其民ト交ハラント欲セバ、先其國ノ法律ト習慣トヲ知リ、又其言語ニ通ゼザルベカラズ。若然ラズシテ、漫ニ其國ニ入り、誤リテ刑辟ニ觸レ、懲役或ハ絞罪ニ處セラル、コトアラバ、人唯其愚昧ヲ憫笑スル外ナカルベシ。

人ノ地球上ニ生活スルヤ、常ニ萬有法ノ制馭ヲ受クルコト、猶國ノ法律アルガ如シ。故ニ若萬有法ニ注意セズシテ、地球上ニ棲息セントスレバ、亦必萬有法ノ刑ニ觸レ、禍ヲ招クコト必セリ。世ニ攝生ノ規則ヲ守ラズシテ、疾病ニ罹リ、物ノ性質ヲ誤リテ、傷害ニ遭フ者アリ。是皆萬有法ノ刑ヲ受ケタル者ナリ。況シヤ萬有法ヲ行フニハ、人間ノ法ノ

如久、法廷ニ召喚スルコトナク、處刑ノ順序ヲ踐ムコトナキガ故ニ、若萬有法ヲ知リ、之ニ注意スルニアラザレバ、一日モ生存スルコト能ハザルベシ。萬有法ヲ知ルコト淺クシテ、或ハ爲ニ夭死シ、或ハ爲ニ苦難ニ陥リシ者、勝ゲテ數フベカラザルナリ。

抑人ハ萬有ヲシテ、其法ヲ曲ゲシムルコト能ハズト雖、ヨク萬有法ニ注意シ、ソノ秩序ヲ知リ、事物ノ性質ヲ知ルトキハ、害ヲ避ケテ利ヲ享クルコトヲ得ルモノナリ。人能ク氣候ヲ變更シ、或ハ植物生長ノ方法ヲ變更スルコト能ハズト雖、ヨク其理法ト性質ヲ熟知スルトキハ、之ニ從ヒテ種樹培養ノ方ヲ施シ、以テ人生ノ用ヲ爲サシムベシ。人ハ風ヲ起ス力ナシト雖、風ノ理ヲ明ニスルトキハ、之ヲ利

用シテ船ヲ行リ、輪ヲ轉、ズルコトヲ得ベシ。人電光ヲ捕捉スルコト能ハズト雖、其理ヲ知ルトキハ避雷柱ヲ造リテ、其害ヲ避クルコトヲ得ベシ。諺ニ曰ク、豫戒ムル者ハ能ク害ヲ防グト。人々勉メテ萬有法ヲ知リ、豫警戒スルトキハ唯ニ天然物ノ害ヲ未發ニ防グコトヲ得ルノミナラズ、却リテ之ヲ利用スルコトヲ得ベキナリ。

問答 萬有法トハ何ヲ云フヤ。人萬有法ヲ知ラザレバ、如何ナル不利益アリヤ。萬有法ヲ知ルガ爲ニ、事物ノ害ヲ除キ、利ヲ享クル一二例ヲ示セ。

第十一章 銀行の利益

銀行ハ餘りある處より金を預りて、入用ある人に貸付け、世間の金融を助くる媒介あり。斯くて、預りたる金にハ

相應の利息を拂ひ、貸付けてたる金にハ、成るべく利息割合を低くするものなれば、世間の金融に取り、銀行ほど便利あるハシラド。先預け主の方より見れば、金子を家に仕舞ひ置きたりとて、差一向き入用あきのミならば、火災盜難の恐れあるに引き替へ、銀行に預くれば、少一も是等の氣遣ひあく、剩つさへ、知らず／＼幾何かの利子を得るあり。且銀行ハ、職掌柄、計算の確うあるのみならず、諸取引の事情にも明あをバ、商人ハ言ふよ及ばず。其他の向ふても、常に勘定を打ち任せ、金錢の出入を頼み置かば、計算小間違あく、他日要用の節、金融の相談などよ、様々の助力を得て、其便宜一方あらず。又借り主に於ても、金策の急に迫られて、朋友親戚の家を馳せ廻るも、不在其他の都合にて、

事の間ふ會はず。駆け引きの意に任せざるより、意外の損失を蒙るのみあらば、益をなく、數多の人ふ、自分の秘密を打ち明くるに至るべし。銀行よてへ、諸事手輕るふて、取引の順序も定より居れば、尋常相互の貸借の如き面倒多く、且取引の模様等、決して他に洩れざきば、人に機密を窺ひるゝ恐れなし。世間よてへ、銀行を、いかめーき役場の如く、思ひ違ふるものあれども、其の大なる間違なり。銀行へ、數十萬圓の取引きをる傍に、僅々十錢二十錢の金をも、喜びて預り、如才あく働くものなれば、一度其便利を知らば、復忘れ難き妙味あるべし。近來商業日増に發達へて、銀行の必要、次第に明かる折柄、諸銀行へ、勉めて一般の便利を計り、世の需用ふ應ぜるを怠らば。諸預り金、諸取引等、逐次改

良を加へ居れり。今銀行よて營む預り金の種類を、左に略述をべし。

(定期預り金) 定期預り金とへ、預け主の望ふ隨ひ、期限を定めて之を預り、満期より至り豫て渡し置きたる預り証書と引き換へ、元利金を拂ひ戻きものあり。此預り証書へ、通常預け主にて、自分の實印を持參せねば、金を拂へぬもの故、至りて手丈夫あり。利息割合へ、期限の長短ふ隨ひ、種々の差等あり。

(當座預り金) 當座預り金を、一と口ふ解き明さば、金錢の出納を、銀行に頼みて、計算其他一切のふとを取扱をせ、預けたる金高よ對してへ、銀行より利息を拂ふを云ふ。此上もふき、調法なる方法あり。此預け金を爲す人にへ、通帳及

引出小切手帳を銀行より渡し置き、出入入れの金高を通帳に記入し、預け主、金子入用の節へ、小切手を用ひて、自由に引き出し得るあり。小切手は、何人より受け渡しも妨げあきをもて、金錢取引は極めて便利あり。今現金にて受け渡しせんにハ、員數を勘定し、貨幣の真贋を検査するなど、双方の面倒甚しきに、一葉の小切手ふ思ふ儘の金高を記し、之を人に渡せば、直に用を辨ざるあり。誠に便利なるふとあらずや。銀行にハ豫て預け主の印鑑を控へ置き、一々小切手と引き合をゆゑ、間違ひの恐れることあり。預け込み小切手形、約束手形、又ハ他店の當座小切手などを用ゐるも、自由にて、銀行ハ無手數料にて、是等の取集を扱ふべく、出入入れ共よ、一日の中、幾回

にてとも隨意あきば、取引多き商家など、日々の賣溜代金を、其都度預け置き、仕入などの用ゐる折々、引き出すあとにせば、最便利あり。預り金利息ハ大抵毎日の差引預り金残高より對し、一ヶ年若干の割合よて、毎年兩度若しくは一度、決算の上、仕拂ふあり。

(貯金預り金)此預り金ハ蓄財家の便利を計りて、通常の當座預り金ほど、取引の忙からぬ金子あれど、特別に割合好き利息を拂ふを常とす。通例銀行よてハ此預け金を爲す人より、預り金の出入を記す通帳を渡し置き、入用の節、此通帳を持參せば銀行ハ印鑑簿より引き合へたる上、何時にも拂渡をあり。故に引き出一方ハ通常當座預り金の如く、小切手を用ゐるを得ざれど、其代り、利息の割合

多けをば、諸官員、諸職人等、月給又は日々賃銀を得る人の預け金より、最都合善し。利息の計算の大抵毎日の差引預り金の残高に對し、一ヶ年若干の割合にて、毎年兩度若くハ一度決算の上、元金に組み入るゝあり。諺に塵も積りて山となると云へるが、實に些少の金額にても、絶えず積み立つゝば、驚くばかりの巨額とあるものなり。況て、おれを銀行ふ預け置のべ、日々多少の利息を生ざるを以て、極貧の者も、生計の資本にあり着き、寡居の身も、老後の樂を缺うざるを得べし。今年五分五厘の割合にて、或る銀行に金を預け、半年毎は利息を計算して、元金ふ加ふる法と爲し、試に計算を立つるときハ、利倍増殖の速あるよと、左の如くあるべし。誠に儲蓄の苟且ふをべらざること、言ふ

も中々愚かる斗りなり。

毎月五圓宛貯金を預け込むときハ、五年目より、元利合て三百四十六圓二十七錢となり、十年目にハ、八百二圓三錢五厘となり、二十年目より、二千一百九十二圓十三錢となるべし。

今金五百圓を預け込み、十ヶ年間、其儘に置くときハ、八百六十圓二十一錢二厘となり、二十年目より、一千四百七十九圓九十三錢となるべし。是と同様く、最初一千圓を預け置くときハ、十年目にハ、一千七百二十圓四十二錢九厘となり、二十年目より、二千九百五十九圓八十七錢三厘となるべし。

第十二章 兩士の志願 筐底雜誌

新井白石の堀田家を辭へ去るに臨みて、常親しく語らひ
し、大澤類右衛門といへるふ契りて、いひけるへますらを
たらん者、此世よ生れて、草木と同様く老いくちて、後世に
名の残らざらんへ口惜き事の限りならずや。我へ必學び
の道もて、天ց下に、名を顯はし、身を立て、家を興し、槍箱も
たをるほどに成りて、後よあそ、再び逢ひめ。さらば警ひて、
訪ひもせど、問ひともせどと。大澤ハ、我へ學にうとく、藝を
拙けれど、何と志をあても無れど、只金たむるござのみ
へ能くせんと思へば、さらば、今より、心掛けて、千兩分限と
あるふららず、巴子に再び逢ハドと約一ぬ。然るに、白石の
螢雪の功積みて、其名四方に香ハ一く、六代將軍家宣公ふ
值遇へ参らせ、筑後守に任せられ一ぐ、類右衛門ハ、殖財にて、

九百九十餘兩に至り、あはや契約の數を満て、白石を訪
ひんと思ふうち、不幸ふも疾ひに罹りて、果さざして死せ
りとかや。此事何の書にも、見當らねど、只堀田家の故老の
口ぞさみにのみ残れり。

第十三章 渡邊華山より石村某に寄せて書

高書拜讀は、示のゆく事多々難く、け容忽忘、盛ち
至の來に勤じを、宴よけり、欣びのありよに、ねハ、昨年ふ可
思議の古國縁、苦樂を因み仕り、一あ來に極す、而ふあふ
らば、汝の通す私大痛よそは、其國教重故、唯ふ中止案
すやとて、而ひて、経年たり、引後きは、他ふ別りに、す
山海お湧て、美貌ふべき道も、こそ無く、さるを厚き思古
より、吾乃ね感涙唯被を濡るのみをり、から先へて、

家眷出居出来何より國お度ぬるよ存ドより近づ
快も夜がア迷ま無事と拝賀まリト畔柳君ハシヨ
玉卧のよー是にて近づき快方より赴く可くと賀一あり
姫に君にハ意立は健妙後は別髪にて辟謨と改めの
ナ一誠ニ重み因お度移るも辟謨の為シテ送迎歎
立祝句威伏仕臣

免ぐる淳安ハ花子童

六月引うへ姫に夷ゆのア或取引ヒトモ唯殺さきへり
西瀬脇と縁深くお率一ヤヒトノ私事も出獄未勝胃裏弱
絞ヒヨーと仰下さヒト通ヒ先癪疾の形一層被勞仕
クリ殆死ニ向あんと仕ヒ安瀬く商正月に入り少く快き
ユ付十三百収足ミキモ殊ニ窮屈ヒテ難儀仕く殊ノ霜

根越一叶日風宣教者く下痢志一く既へども經附の駕
籠故あ便を内ハ便ド困苦主語ニ施ヒ掛川ニソハ津安
施氣仕ト仕合せ化ふ差レヒモ聲湯教養法士翁刀メテ
畫類勸善ヒ寫話も出来ヤキテ漸苗月六ヒ整固弛み貌
顛宅へ移リテ後ナ六ヒヨ明屋敷を假ニ賜り塾居の地
とお放り始て家屬ヲモ面會裁集益柔仕ヒキリ近ラ未
不快至急仕らば温瘡除ヒ難役仕ヒ最末花の頃ふあが
ワジは方ニあるべくとそののみお樂ミ経ナリテ学ノ様
ヨハア盛ちニ度モ古來学の速さびくと魚の
水をぬき天ニ仄りトサク思を起す半と祝祭まリト
其上也同様ニ農生第一に心注シベくにはセハ遂が大
洋ふキ一出で島地のやくいすニ壹次供湯の聲耳を擧

うへ山ハ屋後より起り狹危の烟よかよひ狐狸の廻よ
 立て人を發じてあど耳目よあきざま共よて立候
 たるある事ハ表演とやへ大灘よ押出は室よて蘆
 の火さ巨竹因根徑ハ一尺條之れるるもの流走壽り又
 鳥賊の足共よ大凡二丈ぢうりもそれより三甲六尺子
 供の手すりは和用あらきく絶のものも捕り又天津羅
 手とやり所よて城下片町の善れ郎とやもの遙ある山の
 ちよそ極の阿木を元ひ交が極少忽數ふしと變ド
 来り田人の後より何ものか抱き上げて傍の川へ投げ
 込まれは湖本死生よそたをうり歸りはす。右ハ當
 月四日故れまづ頃の事よて右煙寺ハ此地の名物よそ
 魂姫と称。天狗の仕業とや傳はうるす民安仕とも

走くも來ぬる湯田川よそきそハ都の主あつてへく密
 散ドレ後ハお内打より被をぬらへてすもこれより
 来下さるべくしてあ盛ち發足よそてひよく駆め一あゆ
 由報お認め何すもや跡け何卒姫に根畔柳根金序不
 宜しく仰上らき下さるべくとおぞみ禪を

二月二十九

石村正次郎様

カサン

由思石あせさをらき何あぬ物のまふ下される難く謝
 まうけ旦家ゆも汝故聲き仕合程文直一くやと
 権中付、私を来ほ家実様よハ西國通り仕らずトヘども
 実く仰上りき下されば根失礼ならお願を

注意

渡邊華山ハ三州田原ノ人ニシテ天保十二年ニ没ス享年四十九ナリ蘭學ヲ修メ夙ニ西洋ノ文化ニ通ズ後幕府ノ

嫌疑ヲ受ケテ獄ニ下
リ備ニ辛酸ヲ嘗ム

第十四章 忠孝の臣民

支那にてへ、君に仕ふるものを臣といひ、君の支配をうくるものを民と唱へたり。されば朝廷の大臣より、市町村の役人ふ至るまで、皆おき臣ふて、農工商のみを、民とはいふなり。殊よ臣に、忠義をつくす務めをども、民ハ只租税を納むるのみふーて、別に忠義を盡に務ふーと定めたり。されど、この國のならはーへ、大よあれふ異なるものあり。その己けを如何よと云ふに、我の國の君民へもと同ド一族より出でたるものにーて、吾等の先祖を尋ぬをば、大かこへ皇族の御家より出でたるもののう、又へ御代御代の帝の大業を助け奉りー諸神の末ならざるへあー。中にへ朝

鮮またハ支那人の子孫もあきど、あれ等も皆吾の國の風儀よ化せられて、共々ふ朝廷に對して、忠義一途を旨と來れり。されば、四千萬の兄弟姉妹のうち、誰のハ帝室の臣民よならざるべき。又誰の忠義の務あきものあらんや。普天の下、王土よならざるのなく、率土の濱、王臣よならざるハあー、ど支那にて唱へ來りーも、彼國にてへ、只名のみよて、其實あけきども、我の國にてへ、能くその實に當れりといふべし。斯く我の國のあらはーへ、君臣一家の如きありさまをば、君に忠に親よ孝あるのみならば、君に仕へ奉るふへ、忠と孝とを兼ね具へざるべあらず。されば、君民の間へ、父子に均しく、君の仁慈を以て大御心とあー給ひ民へ君を仰ぐこと、子の親を愛へ敬ふやうあれば、朝命を聞

きてへ誰一も火の中、水のうちをも避くるものなし。若も君よ對一て、不敬の事あどあるときへ、人々の忌み嫌ふこと、不孝の子を惡むが如く、是よりして、朝敵必滅の諺も始まり、又必滅の實も行ひれ來れり。蘇我入鹿、平將門、あどいふ叛臣の直に誅せられること、よき例と申ばべ。且人民の猛く一て勇氣あるへ、他國に類なきほどふ一て、我ダ國の威光を外國に輝かたるおと、固より少一とせば。神功皇后の三韓を征一給ひたること、又豊臣秀吉の朝鮮よ攻め入り一ことなどへ、皆これ國民の均一く生れあがらに得たる勇氣の外ふあらをき一とのといふべ。かく上下貴賤とも忠孝にて、勇武の氣質あるのをならず、萬民皆よく相睦み相親みて、世々よき風儀を傳へ來れるへ、人の人

たる道を明に一給ひたる、御代御代の帝の御遺訓によらざるへあし。さればおの國に生れ出でへ、この泰平に遇ひ奉るからふハ、日本の國の光を、萬世、萬々世よ輝きでやつあるべき。おれを臣民たるもの、務とおそひいふべけれ。

第十五章 支那の地理(二)

植物 中央亞細亞及西藏の高地にて、一萬三千尺の方は、樹木の生長に適せばして、白楊及結實の樹木數種ふ過ぎず。西藏南西の谷地へ、灌漑の便を有し、樹木深鬱にして、森林野を蔽ふ。此地と等しく、木材ふ豊あるへ、伊犁部の庫車及塔里木水域間の高地にて、松、櫟、諸種の落葉樹、白楊、樺、鳳李の諸種繁茂せり。蒙古東部の高地も亦白楊、桃、水

楊、樺の數種あり。南部の阿拉善及青海の地方ハ、植物甚稀少にして、數種の灌木と花草とに過ぎば。唯南嶺の北側に、赤樺、樅、白楊、松及數種の灌木雜生するを見るのみ。此地ふ於て、有用の植物ハ、藥品と爲す。大黃あり、高さ八尺より十尺に至り、莖の幅二寸、葉ハ二尺より三尺ふ一て、海を抜く一萬尺の高地よ至るも、尚能く生長せり。本部支那及歐洲に輸出せる一の貿易品たり。本部支那ハ、概して植物多く爲す。唯政府の保護を缺くを以て、樹木稀ありと雖、不凋木、有花木、灌木の諸種多く、特よ樹脂を有する植物數種あり。大約滿州より南田歸線よ至る植物ハ、其性質を變化を以て、甚急ふらざ。此故に中央の地に於てハ、各地方ふ屬する草木の類を混淆するふと、最著一と。

櫛樹ハ竹と雜生し、麥及蜀黍ハ稻田及甘蔗棉圃と相雜ハる。然れども、一般耕作物ハ野生の植物を厭するを以て、土人多くハ蔬菜、菓樹、甘蔗、棉、粟、桑、米、竹、茶の外、是を知ること少ふきふ至きり。就中米、竹茶の三種ハ支那の經濟上に於て、最有益のものと爲す。

(動物) 英國博物學者の説によれば、西藏を以て、動物繁殖の中心と爲せり。此地ハ植物に於て甚稀少なるも、大に動物ふ富む。其西部の地に在てハ、羚羊の群を爲をもの、常に二千或ハ三千の多きよ至る。羊の諸種及野驥、狐、野犬、豺、白狼、白熊等、最著名あるものなり。然れども、鳥類ハ甚稀あり。鷹、鶲、鴉、雉、雲雀等の數種とす。其東部にハ許多の水牛ありて、狼と豺との餌食と爲れり。

麝鹿ハ八千五百尺の高地よりても之を見る。伊犁の塔里木水域及南蒙古ふ産をる野獸ハ野猪、虎、羚羊及兔あり。駱駝ハ往時羅布湖及阿爾泰山脈に許多あり。現今に至てハ唯塔里木の東沙漠の中に於て生育をるのみ。羅布及布疊其他の大湖は一種の旅鳥あり。春秋に南北地方の長程を経過して此等の湖水に飛來り。

往昔の記者の述ぶる所に據れば支那の原野ハ常に犀及象の漂泊して来るを見ると云へり。然れども目今揚子江及黄河の上流よりて目撃をることを得る大獸ハ虎と豹とのみ。然るよ此等の獸類も漸次減少する勢あり。之によ反して西部樹林の高地は在てハ蟲類に富み、蛇、鱷魚及蜥蜴の類多し。

貴重ある昆蟲、蠶及野蠶の生出をる生絲と絹布と、東部平地及南方丘地部より産せり。

(礦物) 支那ハ金銀及鐵礦を富み特に其石炭ハ世界第一にして、各州到る處其炭脈を見ざる無し。然しことも、其治金採礦の術未進まず徒に寶庫を擁し啓くふとを知らず。唯直隸の閏平、及湖北の漢口、其他雲南台灣等より石炭を採掘する事を創め、其質良好なる無焰炭にて、將に東洋の炭權を横奪せんとせり。又四川、甘肅の各省ハ岩鹽も富めり。人ハ云ふ、支那に於て、將來に最屬望をべきハ、鑛物に在る可一と。

第十六章 理科ノ知識

尋常ノ知識ト、理科ノ知識トハ、決シテ異ナル者ニ非ズ。而

シテ尋常ノ推理ト、理科ノ推理トハ、亦決シテ別ナル者ニアラズ。唯正確ナル知識ヲ稱シテ、理科ノ知識ト云フナリ。理科ノ知識ヲ得ルハ、多クハ觀察ト試験トニ因ル。然レドモ尋常人モ、亦觀察ト試験トヲ行ハザルコトナシ。稚兒新ニ玩物ヲ得ルトキハ、其形ヲ觀察シテ、其性質ヲ試験スベシ。故ニ人トシテ常ニ多少ノ觀察試験ヲ行ハザルモノハナシ。

然レドモ、尋常人ハ、外物ヲ觀察スルコト粗略ニシテ、肝要ナル事項ヲ漏脱スルコトアリ。或ハ真ニ觀察セザルコトニ於テモ、斯クアラント推量シテ、已ニ觀察シタリト速了スルコトアリ。

故ニ完全精密ニシテ、謬ナキ觀察ハ、之ヲ理科上ノ觀察ト

云フ。又試験トハ、人ノ殊更ニ、天然物ヲ離合シ、之ヲ種々ニ變化セシメテ、其際生ズル所ノ結果ヲ觀察スル者ニシテ、人々常ニ行フ所ナリ。試験ノ正確ナル者ハ、之ヲ理科上ノ試験ト云フ。

人トシテ、水ノ氷結スルヲ見ザルモノハナシ。是尋常一様ノ觀察ナリ。然レドモ、若ヨク注意シテ、如何ナル事情アレバ、水必氷ニ變ズルカ、又更ニ精密ニ察知スルトキハ、則理科上ノ觀察ヲ為スト云フ。木片ヲシテ、水面ニ浮バシメ、以テ其結果ヲ驗スルハ、人ノ平常行フ所ノ試験ナリ。然レドモ、更ニ注意シテ、木片ノ水ニ浮ブトキハ、其重サニ均シキ水ヲ排開スルコトヲ驗スルハ、理科上ノ試験ト云フベシ。

故ニ理科ノ門ニ入ラントスルニハ先尋常ノ知識ヲ研磨シ更ニ精密ナル觀察ト試験トヲ行ヒ、以テ尋常ノ知識ヲ明晰ナラシメテ其結果ヲ精密ニ叙述シ、萬有ノ理法トナスコトヲ學習セザルベカラズ。而シテ後此等ノ理法ニヨリ、天然ノ諸現象ヲ説明スルヲ得バ、人ノ生存ヲシテ愈多福ナラシムルコトヲ得ベキナリ。

問答

理科ノ知識トハ如何。知識ヲ得ルニ方ヲ問フ。

觀察ト試験トノ別如何。理科上ノ觀察、試験トハ如何。

第十七章 國體の精華

國體とハ國のをうこといふ事あり。さらば外國より種類あき櫻花の咲きみちて、白雲とよぎふをかりに、又五穀よく登りて、如何ある土地をも耕をあとを得べきハ是我の國

體なるか。富士山ハ高く雲よ聳え、琵琶湖ハ廣々とてさざ波一づみに、その景色の麗一きこと、畫にもあゝまほー、是ヨゴ國體あるか。海水國の四面を繞りて、或ハ灣とあり、或ハ岬とあり、百千の船むれ集ひて、波を出で、波に入る。是我ハ國體なる。斯く景色いかに美しく、氣候いかふ穩あるも、是のみあらバ、世界にめづらーとするに足らば。如何んぞ、おきを我ハ國體といふふ足るべき。さらば、何をか我ハ國體なるかといふに、上よハ萬世一系の天皇をいたさき、下にハ忠孝勇武の臣民ありて、一心同體とありて、我ハ國土を守り來れるあらはーを、我ハ國體との唱ふるなり。精華との純粹にて雜りけあき光の、外に顯るゝを云ふ。即我ハ國體の美あるによりて、忠孝の道能く行ひれま

のうつくしき花を開きることを、指し示されたる御辭なり。支那あどふてへ君臣の道のあれども、我國の如く上に萬世一系の皇室あるよからば、下より百代臣節を改めざる臣民あるよからば。一旦君とありて者も、民心離るゝときへ復下りて、臣とあらざるを得ざるあらひーあれば、君臣の道へ、其名備へれども、其實不充分なるありさむなり。我國へ、あれと異ふして、儒教へまざ渡來せず、忠孝あどいふ名も、傳へらざる時より、既より忠孝の實完くして、その道によく行はれたるよと、支那西洋のたぐひよからば。さて又教育の事へ、人の道を守らむべき事を旨とするものなれば、第一に忠孝の道を教へて、君と親とによく仕へしむるを肝要とするあり。人民皆よく忠孝の民たらば、求

めびーて國も治より、世も安らるべし。若然らずば、世ハ亂れて、人々の苦み如何ならん。かくてへ御代御代の帝の御遺訓ふよりて、數千年あのうと、養ひ給ひたる國體の精華も、雲に蔽ひれ、嵐ふ散るごとくあらん。實に戒むべく、慎むべきふとならずや。さきば、勅語に教育の源、こゝよ存すと宣へるも、その旨深ーといふべし。

第十八章 忠良賢哲の略傳（三）

楠正成

正成は、河内の人なり。本姓ハ橘氏敏達天皇より出づ。天皇の曾孫諸兄、始めて橘姓を賜ふ。後醍醐帝北條氏を誅せんと欲し、謀泄れて笠置山に逃れさせ給ひ、正成を召し、賊を討つ策を問へせ給ふ。正成應て曰く、天誅加へる所、賊斃れ



楠正成

ざるハ無し。夫創業の功ハ要
をるに謀略ふ在り、若力を爭
ハゞ、武藏、相模の兵、天下之に
敵する者なし。然れども謀を
以て之を屈されば、撓め易き
のみ。但勝敗の兵の常あり。一
敗を以て志を動かすべから
ず。陛下正成未死せずと聞かせ給ハゞ、復聖慮を勞へ給ふ
あとあかきミ、帝大に喜び、詔へて討賊の事ハ、朕一ふ汝に
託をと仰せ給ふ。正成感激、還りて赤坂ニ城く、兵僅ふ五
百に過ぎず。賊大兵を以て之を圍み、正成奇計を設け
て、毎戦皆勝てり。已にして城中糧乏しくして外援なし。乃

夜ふ乗ドテ金剛山ニ逃る。賊軍又金剛山に集る、其兵八
萬と號す。正成千餘人を以て善く之を拒げり。會新田義貞、
高時を誅し、勤王の師大ふ起り、天皇闕に還り給ふ。正成兵
庫に迎謁せしに、天皇勞へて宣く、大業の速ニ成るハ皆卿
ぶ力あり。正成拜謝し、前驅して京師に入れり。已にして
足利尊氏叛し、闕を犯し、正成奇謀を以て屢々之を敗
れり。尊氏西海に走り、復大舉して至る。正成奏して曰、賊九
州の生兵を擧げて來る、其鋒當り難く、願くは陛下ハ収山
に幸せさせ給ひ、臣ハ河内に歸り、賊の糧道を絶ち、其疲る、
なりと議行へれず。正成退て謂く、事已に此ふ至る、復爲す
べからばと。弟正季と闕を辭して西し、湊川に至り、足利直

義と血戦し、身に十餘創を被り、正季と縄刺して死せり。時に正成の年四十三、正季の年三十二ありき。天皇追悼して已まば、正三位左兵衛中將を贈る。明治の初に至り、又正一位を贈り、湊川神社を建て、之を祭らる。實に我邦第一の忠臣あり。

楠正行

正行は正成の子なり。父の遺誠を奉り、國賊を討するを以て志と爲し、嬉戯をるゝも、亦賊將を斬る狀をなせり。漸く長ド、族和田正朝等と後醍醐天皇に吉野ふ事へ、父の官位を襲げり。後村上天皇の朝に至り、正行屢々兵を出して山名、細川等の敵兵を破り、かば尊氏懼れ、高師直をして二十餘州の兵を將ゐて來り攻め一む。正行、弟正時等と行宮ふ



詣り、天皇ふ拜辭し、衆を率て先帝の廟を拜し、族黨百四十三人の姓名、并よ歌を書いて如意輪堂の僧に與へ、進て四條畷よじやに至る。賊兵凡八萬あり

正行三百騎を以て、直ふ中軍を衝き、賊軍披靡す。正行衆を勵まして益進み、必師直を獲んと欲す。戰ふふと三十餘合、兵士死亡略盡きたり。乃兄弟交刺して死す。時に正行年二十二ありき。明治の初より至り、從三位を贈らる。正行の弟正儀、亦王事に勤めて大功あり。楠氏累世の忠烈、實に萬邦ふ比類そひにて云ふべし。

正行母訓を受く

新田義貞

義貞の源義家の遠孫にして、世々上野に居れり。元弘の亂高時兵を京畿に遣ひ、勤王の師を攻めしむ。義貞亦其中に在り、密に志を護良親王と通じ、上野へ還り義兵を挙げ、連に高時の兵を破り、進て鎌倉に入る。高時免るべからざるを知りて、自殺す。義貞兵を起し、より僅に十五日に一て北條氏を滅せりと云ふ。足利尊氏叛るふ及び、義貞ふ節刀を賜ひて尊氏を討ぜしむ。義貞東海東山二道より進み、箱根へ至る。既に一て官軍利あらば、尊氏に降る者多し。義貞尾張へ退きしに、朝廷命を下して義貞を召還せり。尊氏大軍を以て西上し、義貞之を拒ぎて克たず、天皇延暦寺に幸す。義貞、楠正成等と力を合せて尊氏を攻めしに、



尊氏敗きて九州に奔れり。幾あらばして尊氏九州の兵を收めて東上し、水陸並進む。義貞之を兵庫に拒ぎて敗る。後皇太子尊良親王を奉り、北陸を經略し、軍勢大に振へり。時に足利高經、藤島以下七寨を築きて之を守る。官軍之を攻めて利あらず。義貞急に五十騎を率て之よ赴きしに、途に賊兵三百に遇ふ。賊亂射にて、矢の下るふと雨の如し。士卒身を以て義貞を蔽ひ、逃れ去らんことを勧む。義貞曰く「士を失ひて獨り免るゝは吾が志に非らざるあり」と。馬に鞭て進み、流矢に中る。乃自刎て

死せり。時に年三十八ありき。後世忠義の士を云ふもの必
楠正成と義貞とを稱す。

第十九章 支那の四大河流

本部支那は、河流多く、舟楫の利に富めり。其太平洋の海岸
に向ひ注流する大河四あり。東北よけるものを、白河、黄河
とし、南西ふ在るものを、楊子江、珠江と為す。其中最浩大ふ
る水域を有するゝを、楊子江、黄の二河にて、特ふ便益を與ふ
るものハ、楊子江あり。凡支那江河の大なるものの内地を
経過する所と、長遠にして、上流より排瀉する所の砂泥許
多なるを以て、流勢ふ従ひ、江底の淺深一定せず。故ふ常に
航路の變狀を現せり。

(楊子江) 楊子江は世界中屈指の大江にて歐羅巴及亞

細亞の二洲に於て、第一に位し、亞米利加のアマゾン河及
ミスシッピー河よ亞ぎ、而て水量の多きハ、地球上此右
ふ出づるものか。其源を西藏ふ發し、四川省の西境ふ入
て、金沙江となり、徐州府ふ至り、岷江と會して、岷江と稱し、
重慶府よ至り、嘉陵江と合して、大江又ハ長江と稱し、湖北
省に入り、夔州府治の東より、宜昌府治の西に至る間を、峽
江或ハ鎖江と稱し、江身狭窄し、絕壁對聳して、上に疊嶂
を列し、勢霄を凌ぐ、仰て碧空を望めバ、匹練を延くべ如し、
日月天に中見る時よあらざれば、之を見ること能はず。其
水勢甚急あるが爲に、峽を下る船ハ、毎舟數町を隔て、之
を發す。峽中に在て、各舟互よ相衝突せん事を恐るゝ故
あり。是より湖北省の宜昌、荊州の兩府を經て、湖南省の岳

州府に至て、沅湘兩江の注げる洞庭湖に會し、湖北の武昌、漢陽よ至て、漢水と合し、黃州府及江西州九江府を經て、湖口鎮より至り、鄱陽湖口よ合し、安慶、池州、太平の三府より、江蘇省の江寧、揚州、鎮江、常州、蘇州各府の地を經て、黃海に入る。

其水域に屬をるもの、凡十一省にして、其全地或は其地の幾分を占領す、之を概算されば、總計十二萬五千方里にして、此水域より產出をる所の物産特よ夥多ありと。又其沿江及支江よ開きたる條約港(外國貿易場)七あり、重慶、宜昌漢口、九江、蕪湖、鎮江、上海是なり。江水の干満は四時各差あり、大抵支那曆二月より漸次積漲し、六七月に至り、其極に達す。積漲の時に在りて、沿江の底地ハ無數の湖澤と

爲り、洲渚ハ水中に没し、圖上に於て曾見せし陸地も變じて、船舶の上下をる所と爲る。南京より漢口に至る間ハ、往々沿岸二十海里ヨリ瀰漫をる所あり。四方を眺望すれば、地平線ふある山巒と、唯夕陽の水面に没をるとを認むるのみ。人民ハ村落を去て、丘岡或は山上に於て、小屋を設け、水勢の退くを待つ。支那曆八月の候ふ至れば、水退くこと、七八尺、農民始めて村落に歸り、耕作よ從事す。此時より、水勢漸次よ退却し、支那曆十二月の候に至り、極度とす。年々大抵此の如し。

(黄河) 黄河は支那に於て、揚子江に次ぐ大河にして、北邊の高地を灌漑して、直隸灣よ注ぐ。其全長二千五百五十里あり。斯の如き大河にして、此の如き、無用あるものハ、世界

中未曾てあらざるべし。河流の本部に入るや、人口稠密ある都府及土地沃饒ある田野を経過をれども、漕運の便利を與ふるはと甚少ふし。之よ加ふるに下流ふ於てハ、古來より徃々氾濫の大害あるハ、世人の熟知を所にして、其治水費、常に數百千萬兩に至る。故ふ之を稱して、支那の害源と云ふ。河流ハ、甘肅省・西寧府の境より、東北流れて蘭州府より至り、長城に沿ひて蒙古より入り、南流して再長城に入り、山西省の西部を經、更に南流して孟門山の下より至り、懸流千尺、崩浪激怒す。此所を龍門と云ふ。黄河第一の險なり。河南省に入り、孟津を過ぐれば、平坦ある原野あるを以て水勢漸散漫し、河水土泥を混じ、其色益黃濁す。河水の害を

爲るもの、此所より以下とす。河南省開封府より東北に流れて北海に入る。其間の河道ハ、古來より屢變遷せり。

(珠江) 珠江ハ、支那南部に在り、緊要ふる一大江ふにて有名ある貿易港たる廣州府、即廣東に依て、夙に此江の有用あるを知らるゝよ至れり。珠ハ東江、北江西江の三江を合したる總稱なり。此三江水潤の地方ハ頗廣く、支那南部の數省を縱横し、其面積凡二萬五千方里に亘り(我日本全國の面積に等)漕運の便利と物産の繁殖との最著名なり。

(白河) 白河ハ、長城と黃河との間より在る一大江ふにて、四脈の河流を合せしものあり。即白河、大清河、子牙、

衛河にして、此合流點より以下を稱して、海河と云ふ。四派の河流は、天津に於て相會し、大は水量を増し、鹹水沽、葛沽、太沽を經て、直隸灣に入る。河道の屈曲頗甚だ。河口ある太沽より天津ふ至る距離は、其陸路九十二里餘なるも、水路は之より倍し。河幅は、天津に於て、凡二百尺とす。滿潮の時へ吃水十尺乃至十一尺の船舶は、容易に天津より通せるを得べし。天津の北京に通せる咽喉にて、支那北部の貿易港たり。

第二十章 ワシントンの母

北米合衆國最初の大統領、ジョージ・ワシントンの母を、メノレー夫人と云ふ。素と名家の娘あるが、嫁して後間もなく夫に別きられ、ワシントン十歳の後へ、全く夫人の手

一つにて、育てられけり。夫人、平常嚴肅にして、萬事に紀律正しく、子を教ふるふといと嚴なりき。ワシントンの既よ十三州の大統領と爲り、後モラ、尚夫人の常にワシントンに向て。

私は汝の母にして、汝に生命を與へ、汝の母^{マタニ}とありて、汝に歩を教へたり。我が母の愛を以て、汝の心の愛を養ひ、母の力を以て、汝の心の非を矯めたり。故に汝の功と、汝の譽とへ、上帝の御次にへ、皆其源を我に歸をべし。

と申されたり。

然るにワシントンも、亦よく母を敬へて、之を愛慕し、終生其言葉に従順して、萬事の教を乞ひけり。ワシントン米軍の大將と爲り、ケムブリッヂの軍に至るに先ち、夫人を

舊住の地より、フレデリックスバーグに移りて、危難の患ふきやうふ計ひへかば、夫人へ獨立の戰爭中、大抵ハ其地よりて、その所の婦人共に、女の心得を教へ、勝敗の報告ある毎に、騒動を、人々を説き静め、吾ゞ子等が、國の爲よ、身を盡し、心を苦め居る限りハ、母たり婦たる者の憂苦、たとひ自然の情に出づるとも、決して左様に心遣ひをべきものふらば、とぞ常に教誨へける。

ワシントンの兵の、デラウェーラを横ぎりへ、米軍を失望の極地より救ひ出へ、非常の功あれば、人々之を聞くや、いなや、夫人ふ慶を呈へけるに、夫人へ最と静の、ジョージが國の爲にいさゝかの功を立てへ、喜ばーとぞ答へける。中にも捷報の手紙を拔讀へて、いたく、ワシントン

を賞賛をるものあどあきバ、夫人へ御邊づこの言ふ所ハ、賞め過ぎたる辭なり。然ジョージハ我ガ教へ置ける事を、よも忘れへきまじ。かゝる名譽を受けたりとて、よも忘れへきまじ。と繰返へて、申さきなるとなん。
かくて、七年の戦争の後、米國ハよ／＼獨立を布告セテ、此き、ワシントンハ、兵を率ゐて歸り來り、整々たる軍兵ども、の中央まで、馬より下り、母の許へ赴きへば、此時軍中にて用ゐたる物の具のかざりへ、目／＼見えず。喇叭の聲も耳にひゞかず。旗の風ふ飄へるさまも、見えば。依然たる、當時のジョージ唯一人歩み往きて、戸を叩きぬ。夫人へ、唯獨り、老の手に、家の仕事を爲へて居けるが、我ガ子の歸るを見て、喜ばげふ之を迎へて抱きしめ、吾ゞ兒ふへ、善く

も健やうにて、居給ひ一よとてつくづくと顔打あがめ、長く大事に心配して、面よ皺の寄りたる状をあがめ乍ら、唯舊き知人の事、又ハむろーの事あと談らひつゝ、かの軍の名譽ふつきてハ、一言をも述べざりス。

斯る中にも、フレデリックスバーグの人民どもハ、大將を奉迎をべき用意一方ならば翌日はいよく之を迎へて、盛んなる宴會を催さんとて、母堂もろとも、臨席ありたきむね、ワシントンへハ申一込みなり。千軍萬馬の間に於て、ワシントンの武勇と仁惠とに服したる人々ハ、言ふを待たず、外國より、加勢にして、渡り一將帥より兵卒に至るまで、皆賢名高き、大將の母を見んどぞ、待受けたる。疲をやめる米國の軍を率ゐて、飛ぶ鳥も落ちんだる、英國の強兵を

敗りたる英雄の母なれば、必堂々として、ひとりを拂ふ有様あるべー、と人々ハ思ひ計りけるふ夫人ハ、ワシントンの手に寄りて、徐々と歩み來り、其衣服の質素にてて、最と鄙びたり。蓋昔田舎女の手もて、造りたる品あるべー。容姿ハ沈慎にてて自威あきども、言葉づのひハ甚恭しく、さら以尊大の氣風あー。祝賀する數多の人々ふ、最とつゝてみて答禮し、人に高ぶる様ハあらざりけり。斯くて宴もや、酣ある時、館をば退みり。是長居して、少き人々の樂を妨げんふとを氣遣ひてあるべー。人々夫人當日の様を見て、彼の人の母既に此の如くあらば、其子たる者の卓越なるハ、真に當然ありとて、大に感ドたりとあん。

佛國の將軍ラファエットが本國に歸るに臨み、別を夫人

に告げんとて、獨り其居を訪ひけるとき、其家近くありて、彼の人の孫兒ふ出で、あひけり。之に誘はれて門の邊に來きば、孫兒指一て、かゝるに祖母ハ座ハす、と云ふ。手づくりの衣服をつけて、頭に質素ある麥藁の帽を戴き、園中を逍遙走るさもあり。嗚呼、これ米國大統領の母君あるかと感歎して、たゞめ、夫人ハ夫と悟りて、將軍よくも、此老婦を訪ひ給ひ一ぞ。いざ茅屋に案内一參らせん。衣服かふる禮をバ省うせ給へと云ふ。ラファエットのふく感に入り、談話やびてワシントンの事にうつり、連りよ賞賛一けるふ、夫人ハいと靜のある面色にて、ジヨージう斯る事業を成し、不思議とも存ド侍らば。彼兒ハ、幼き時より甚善良の子にて、候ひきとぞ、答へられける。

第二十一章 動體ノ勢力

人ノ動作ヲ爲スニハ、必ズ一種ノ勢力ヲ要ス。諸動物ノ活動ニ於テモ亦然リ、都べテ勢力ヲ有スル者ハ、唯人ト諸動物トノミナラズ、萬物皆能ク之ヲ有スルコトヲ得ル者ナリ。而シテ勢力ノ多少ヲ計ルニハ、之ニヨリテ剋制シ得タル、障礙物ノ多少ヲ以テス。又障礙物ヲ剋制スル作用ハ、稱シテ操作ト云フ。故ニ勢力ノ多少ハ、操作ノ多少ニヨリテ、知ルコトヲ得ベキナリ。

茲ニ一個ノ動體アリ、其進行ノ中途ニ當リ、物アリテ之ヲ遮ラバ、是動體ノ障礙物ニ逢ヒシ者ナリ。コノ時ニ當リ、動體障礙物ニ觸レテ、其運動量ヲ之ニ傳へ、更ニ障碍物ヲシテ運動ヲ始メシムルトキハ、是動體人能ク障礙物ヲ剋制

シテ操作ヲ為シタル者ニシテ其勢力ヲ有シタルヲ知ルベキナリ。

故ニ運動量ヲ有スル者ハ皆勢力アル者ニシテ勢力アル者ハ皆操作ヲ為シテ障碍物ヲ剋制シ得ル者ナリ。例へバ、流動スル水ノ如キハ其勢力甚強クシテ、時ニ或ハ破壊ノ暴ヲ極ムルコトアリ、又人類ノ為ニ頗有用ノ操作ヲ為スコトアリ。急流ノ高處ヨリ低地ニ就クニ當リ、暴雨ノ爲ニ俄ニ其水ヲ増サバ、運動量漸ク加ハリテ遂ニ平野ニ暴溢シ、堤塘ヲ潰ヤシ、田畠ヲ陥イレ、家屋ヲ流シ、人畜ヲ溺ラシ、其害勝ゲテ算フベカラザルコトアリ。是水ノ勢力アルニヨルニアラズヤ。

然レドモ、水ノ勢力ハ、唯人ノ害ヲ為スノミナラズ、頗有用

ノ操作ヲ為スコト亦多シ。例へバ、水車ノ人ノ用ヲ為スガ如シ。抑水車ハ高處ヨリ注ギ降レル水流ニ架スル者ニシテ、注ギ來リシ水ノ輪ノ板ニ觸ルレバ、板ハ水ノ障碍物ト爲リ、水ヨリ運動量ヲ傳ヘラレテ、爲ニ輪ト共ニ一轉シ、次ノ板亦來リテ水ニ面シ、復水ノ運動量ヲ受ケテ、輪ト共ニ一轉ス。此ノ如クニシテ、輪ハ常ニ水ヨリ運動ヲ受ケテ、圓轉スルガ故ニ、輪軸ニ索ヲ結ビ、索ノ他端ニ重物ヲ結ブトキハ、之ヲ舉グルコトヲ得ベ久、又輪軸ニ板ヲ附シ、之ヲシテ杵ヲ舉ゲシムルトキハ、能ク穀物ヲ春ク、コトヲ得ベシ。是水ノ運動ヲ輪軸ニ傳ヘ、輪軸亦其運動ヲ杵ニ傳ヘテ、操作ヲ為サシメタル者ナリ。

高サ各相異ナル三管ヲ取リ、之ニ水ヲ盛リテ管ノ下底ニ

小孔ヲ穿キ水ヲシテ送出セシムルトキハ、長管ノ水ハ、最遠キニ達スレドモ、管ノ愈短キニ從ヒ、送射ノ力亦愈減ズル者ナリ。

抑水ノ管孔ヨリ送出スルハ、管内ニ在ル、水ノ壓力ニ依ルモノニシテ、其壓力ノ由リテ生ズル原因ハ、管内ノ水ノ重量ナリ。其管短ケレバ、水モ亦從ヒテ短ク、其重量減ズルガ故ニ、水ヲシテ遠ク送出セシムル能ハザルナリ。是ヲ以テ長管ヨリ送出スル水ハ、短管ヨリ送出スル水ニ比スレバ、其運動量多キコトヲ知ルベシ。

問答　如何ニシテ、勢力ノ多少ヲ知ルヤ。水ノ勢力ト操作トノ實例ヲ舉ゲヨ。管ノ下底ヨリ送出スル、水ノ勢力ハ、何ニヨリテ、異ヲ生ズルモノナリヤ。

第二十二章 忠良賢哲の略傳(四)

加藤清正



清正幼にて、豊臣秀吉を養ひる。英武絶倫なり。朝鮮の役、韓人大に怖れ、其名を呼びて兒啼を止むるに至る。秀吉既に薨ド、天下の權、徳川家康を歸し、威權甚盛なり。秀吉の子秀賴、尚幼あり。清正心を盡くして之を輔く。家康京師より、秀賴の來り見んあとを欲を起ども、秀賴の母淀君、其變有らんあとを恐れ、固辭して遣らば。清正及淺野幸長、啓して曰く、某等死を以て郎君

を守らば必慮無うらんと。淀君乃秀賴を遣へす。二將徒步
一輿を護へて二條の城に入る。相見の禮既ふ畢る。清正曰
く淀君歸ることを遲つ。請ふ辭せんと。秀賴を扶けて出て、
伏見より舟に上て歸る。淀君其恙あきを喜べり。清正短刀
を懷より出へ。泣きて曰く。吾今日聊太閤の恩に報ゆ。嘗
て人ふ謂て曰く。今世ふ當て。論語の托孤寄命の語を念
ひざる者。忠義の士に非らざるありと。清正の如きへ。忠
勇兼ね備はりたる者と云ふべし。

德川光圀

光圀は徳川頼房の子にして。水戸の城主たり。天資英毅に
て。上を尊み下を愛し。屢忠孝を旌表せり。嘗て楠公の碑
を湊川に建て。自題して。嗚呼忠臣楠子之墓と曰ふ。靈元帝

徳川光圀



の時林春齋幕命を奉ド本朝

通鑑を著へす。其書吳太伯を
以て。我の皇祖と為せり。光圀
之を見て。大に驚きて曰く。是
妄説あり。國體を汚ること甚
一と幕府に上言して之を改
定せしむ。又夙に修史の志あり。
日本史を撰ぶ。今に至るまで。我の國中古史の正宗たり。近
世。王の義世より明あるに至り。一へ。光圀の功多きよ居れ
り。晩年茅屋を西山に造りて老す。世西山公と稱す。

松平定信

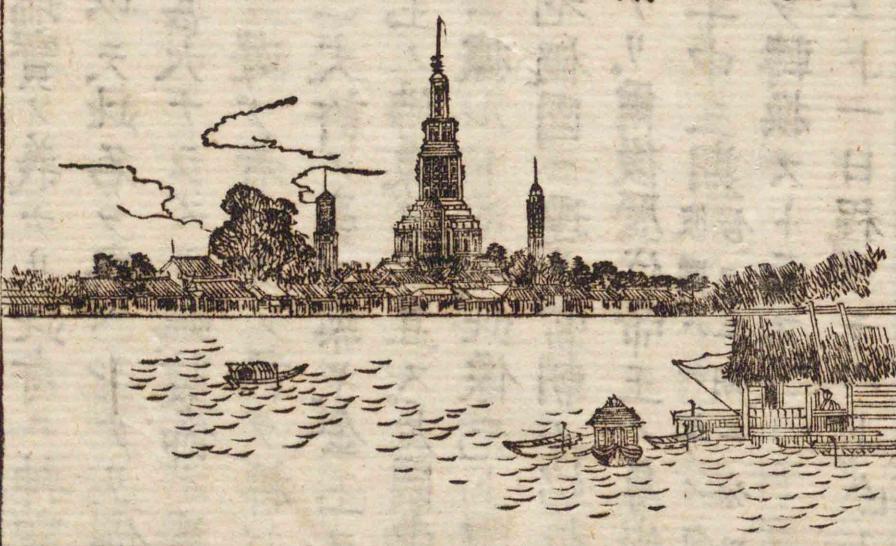
松平定信



定信は、白川の城主なり。博學多才にして、務めて仁政を行ふ。又徳川幕府の老中と爲りて將軍家齊を輔ひたり。時に天下奢侈を極む。定信衣食を薄くし、痛く節儉を行ひ、冗費を省き一かば、一時の奢風頓に革まる。職に在るあと二十五年、武を修め學を興し、功績頗多し。職を辭し、自樂翁と號し、益力を文教に用ひ、名儒柴野邦彦、古賀樸等を擢用し、學校數所を建てたり。近代の賢士あり。

第二十三章 盤谷府ノ伽藍 邇羅國佛教事情

遠キヨリ之ヲ望メバ、盤谷ノ一府ハ、宛然トシテ一坐ノ祇園精舍ナリ。高塔空ニ聳エテ林ノ如久、大堂地ニ蟠リテ碁ノ如シ。凡全國ノ力ヲ擧ゲテ裝飾スル者ハ、伽藍ナリ。府内五六十處ノ伽藍アリ。其ノ國王ノ建立ニ係ル者、二十餘處アリ。皆壯麗ヲ極ムト雖、殊ニ宮中ニアル者ヲ以テ最上ト爲ス。是國中第一ノ美觀ナリ。ワツプラケウト稱ス。ワツハ



寺ノ義「ラ」ハ神理ノ義「ケウ」ハ瑞寶ノ義ナリ。此寺ニ神聖ナル瑞寶ノ佛像ヲ安置スルヲ以テ、此名ヲ與ヘシナリ。伽藍固ト宮中ニ在ルヲ以テ、規模甚大ナラズト雖、裝飾ノ美ナルハ、更ニ遺憾ナシ。一タビ此ニ遊ブ者ハ、身ノ熱ヲ拂ヒ、心ノ塵ヲ拭フベシ。其堂内高サニ丈許ノ臺ヲ築キ、金玉ヲ以テ、其四面ヲ莊嚴シ、其上ニ碧玉ノ佛像ヲ安置ス。是國中第一ノ靈像ナリ。先帝ノ由來記ニ據ルトキハ、此像元ト印度ノゼンミ國ニ在リシガ、後ニ老樞國ニ遷リ、當朝ノ始祖之ヲ老樞ヨリ得テ、此ニ奉ゼシナリ。爾後歷代帝王ノ尊崇淺カラズ。以テ今ニ至ル。而シテ年中三期彼國ハ一年ノ氣候ヲ三期ニ分ツノ變ニ隨ヒテ、三回佛像ノ衣服ヲ轉換スト云フ。

國中第一ノ高塔ハ、盤谷ヲ去ルコト一日程アラバトムト

稱スル處ニ在リ。高サ三十餘丈、煉瓦ヲ以テ之ヲ造レリ。余昨年今月今日(明治二十三年二月十日)ヲ以テ、國王ノ行幸ニ隨テ之ニ詣レリ。又府中第一ノ高塔ヲ、「ワツサケ」ト稱ス。此ニ登レバ、一府眸中ニ入ル。

堂宇ノ構造ハ、一準ナラズ。此國固有ノ者アリ。支那風ノ者アリ。西洋流ノ者アリ。要スルニ、檀越建立者ノ好ム所ニ任スナリ。而シテ皆煉瓦或ハ石造ニシテ、木製ノ者ナシ。其中此國固有ノ者ハ、柱太ク簷短ク、屋ニ平ナル瓦ヲ葺ケリ。伽藍ハ總テ一王、或ハ一貴族、一豪家ノ建立セシ者ニシテ、是等ノ人檀越トシテ保護修治ノ任ヲ負ヘリ。故ニ其檀越者盛ナルトキハ、寺院モ壯麗ノ觀ヲ保ツト雖、若其檀越衰フルトキハ、伽藍モ隨ヒテ其觀ヲ失フニ至ルナリ。

余始メテ盤谷ニ至リシトキ、廢殿傾塔ノ多キニ驚ケリ。謂
ヘラク、此國ノ佛教、亦此ノ如ク陵夷セシカト。其後上文ニ
述ベシ事實ニ通ジ、其事敢テ佛教ノ盛衰ニ關セザルヲ知
レリ。蓋破損スル者ハ破損スルニ任セテ、之ヲ修治スル者
ナシト雖、其傍ニ於テ輪奐トシテ人目ヲ奪フ者ヲ新築ス
ルアリ。要スルニ、伽藍ハ總テ一大檀越ノ私有タル如キ觀
ヲ呈スレバ、他家ニ於テ之ニ關係補助スルコト少ク、且僧
侶ノ之ニ對スルコト、最淡泊ニシテ、更ニ介意スル所ナキ
者ノ如シ。

第二十四章 古人ノ苦學(一)

古人ノ苦學ト申シテモ、古ニモ種々アリマシテ、上古モア
レバ、中古モアリ、又近古モアリ。又苦學ト申シテモ其苦ノ

中ニ色々々ノ種類ガアリマス。文字上ノ困難ガ第一ニテ、其
外ニ文具器物上ノ困難ガアリ、先生ヤ友人ニ乏シイ困難
ガアリ、或ハ親戚朋友ナドガ、親切ニ學問ヲスルコトヲ制
シテ呉レル困難ガアリマシタ。

文字ノ上ニ就テノ困難ト云フノハ、支那デ言フト、文字一
モ古文ト云フモノガアツテ、ズツト古イ時分ノモノハ、畫
ヲカク様ナモノデ、例ヘバ兩ト云フ文字モ、古文デハ廻ト
書キマシタ。コレデハ不便デコタヘラレナイカラス、其後ニ
ナツテ、大篆ガ出テ來マシタ。大篆デハ兩ト云フ字ヲ圓ト
書キマス。コレニテモ、六ヅカシイカラ、小篆ト云フモノガ
出來マシテ兩ト書クコトニシマシタ。コレデ、餘程便利ニ
ハナリマシタガ、世ガ開ケルニ從テ、マダ六ヅカシイノデ、

隸書ト云フモノガ出來マシタ。其デモ書クニ不便デアル所ヨリ、楷書トナリ、行書トナリ、草書トナリマシタ。兩ト云フ字ノ古文ヤ大篆小篆ハ、マダ點畫ノ少ナイ方デアルガ多イノニナルト、畫ヲカク様デ、中ニハ五分ヤ六分ノ時間デハ、一字書ケナイ様大字モアリマス。

次ニ道具ノ困難ト云フノハ古文ヤ大篆ノ行ハレシ頃ニハ、紙モ無ケレバ、筆モ無イカラ、竹ヲ伐ツテアブツテ、其レヘ古文ヲ彫ツテ、漆ヲカケ、二本モ三本モ合セテ、其レヲナメシ革デ編ンダノデアリマス。

故ニ今日ノ一冊ニ冊ノ冊ノ字ハ昔ノ竹ヲ編ンダ形ニ、出來テ居リマス。又木ニ書クコトモアリマス。中庸ニ「文武之政布在方策」ト云フ語ガアリマス。方ハ板策ハ竹ノコト

デアリマス。箇様ナ譯デアルカラ、一字書クト云ツテモ、容易デアリマセヌ。追々事が多くナルニ從ツテ、是バカリデハ、間ニ合ハヌト云フノデ、紙ガ出來マシタ。紙ト云フモノハ、後漢ノ蔡倫ガ作ツタト云フコトナレドモ、其ヨリ前ニ、絹ナドヲ長ク截ツタリ、短ク截ツタリシテ、使ツテ居リマシタ。其レハ幡紙ト云ツテ、絹デアツタカラ、紙ト云フ字ハ糸扁ニ從ツテアリマス。併シ絹ヲ截ツテ使フノデハ、貧乏人ニハ、使ヘナイト云フノデ、蒲ヲ截ツテ來テ、字ヲ書キマシタ。其デハ、逆モ充分ナ用ヲ足スコトハ出來ナイノ、デ後ニ至ツテ蔡倫ト云フモノガ、魚ヲ捕ル網ノ敝レタノヤ、何カヲ漉キ返シニシテ、掠ヘタコトガアリマス。其ヲ名ヅケテ、蔡侯紙ト云ヒマシタ。故ニ紙ト云フ字ハ「帛」トモ書キマ

ス或ハ此前ニ既ニ紙ノ製造ガアリテ、赫蹠ト云フトモ見エマス。

其後ニ至リ、麻ヲ漉イテ紙ニシタリ、楮ヲ紙ニシタリスルコトガ、發明ニナリマシタ。其デモ紙ハ得ガタイモノデアツタト見エテ唐ノ書家ノ懷素ハ芭蕉ノ葉ニ手習ヲシタト申シ傳ヘマス。

是マデハ支那ノ話デアリマス。日本ニ漢字ノ傳ツタノハ應神天皇ノ時デアツテ、紙ハ何時出來タモノカ分リマセス。

日本紀デ見ルト、推古天皇ノ十八年ニ、高麗カラ僧曇徵ト法定ヲ貢セシニ、曇徵ハ能ク彩色及紙墨ヲ作ツタトアリマス。書紀ニハ、サウアリマスガ、今日カラ見テ、其時分ニ紙

墨ガ行ハレタモノヤラ、何ヤラ分リマセヌ。今日ニ存スル所デハ、大和ノ法隆寺、東大寺ニ遺ツテ居ル書キ物ニ天平アタリノモノガアリマスガ、重ニ麻紙ト楮紙トガ遺ツテアリマス。併シ紙ヲ漉ク所ノコトハ、文武天皇ノ大寶令ノ中ニ出テ居リマス。其ハ「造紙手四人」トアルノデ、造紙手ト云フノハ、紙職人ト云フコトデアリマス。又山城國デ、年貢ヲ出ス代リニ、人夫ニ出ルノヲ許シテ、紙ヲ漉カセタト云フコトデ、延喜式ニハ、「凡年料所造紙二萬帳」トアリマス。コレハ官府ノ用ニ充テル為ニ、貢ニサセタノデアリマス。昔ハ紙ト云フモノハ貴カツタモノデ、今日ニモ、租税ノ帳面ノ反古ノ裏ニ、儒書ヤ經文ヲ寫シタモノガ残テアリマス。昔ハ其位不自由デアリマシタカラ、學問ヲスルニ書物

カラ寫シテ力、ラナケレバナリマセヌ。自分デ寫スト云
ツタトコロガ學問ハ上等ノ人デ無ケレバ、致サヌユエ、書
籍ヲ持ツテ居ル人ガ、民間ニ少ナイ。其ヲ借リルト云フノ
ガ、骨ノ折レルコトデ、例ヘバ、ドノ様ナ高位高官、或ハ富家
デモ、自分デ寫サナケレバナラスコトニナツテ居リマシ
タ。今デモ翻刻ノ菅家本ノ論語ト云フモノガアリマスガ、
コレハ菅公ガ寫シタル者ノ由ニテ、註カラ本文マデ寫シ
タモノデアリマス。又中ニハ、文選ヲ寫シタリ、史記、漢書ノ
様ナ大部ナモノヲ寫シタ人モアリマシタ。實ニ古人ノ學
問ヲスルニ困苦シタコトハ、古寫本ヲ見ルト、涕ノコボレ
ルホドデアリマス。

且寫本ト云フモノハ、今ノ折本デハ無ク、卷物デアルカラ

讀ムニモ不便ナモノデアリマス。今日デモ、其物ガ稀ニ傳
ハリテ居リマシテ、卷子本ト名ヅケテ、甚貴重致シマス。

第二十五章 古人ノ苦學(二)

其カラ版行ト云フモノガ始マリマシタ。ソレハ後世ニナ
リテハ人事ガ忙シクナルユエ、自分デ寫シテハ、間ニ合ハ
ズ。ソコデ版行ト云フコトガ始マリマシタ。支那デハ、隋唐
ノ頃カラ佛經ヲ版ニシタコトハアリマスガ、儒書ハ舊イ
トコロニハアリマセヌ。是ニハ、古人モ説ガアリマシテ、シ
ツカリ分リマセヌガ、後唐ノ明宗長興三年ニ、宰相ノ馮道
ト云フ者ノ請ニヨツテ、九經ヲ刻シタコト云フコトガアリ
マス。明宗ハ日本ノ朱雀天皇ノ時代ニ當リマス。
其カラシテ宋ノ世ニナリマシテハ、版行ノ書物モ多クナ

ツテ、總テ有用ノ書ハ、版ニ上セル様ニナリ、廳テ活字版ト云フモノガ起ツテ、來マシタ。併シ活字版ハ、ヤキモノデ致シマシタ。鉛版ハ、明ノ時ニ始マリ、銅版ハ、清ノ康熙帝ノ時ニ至ツテ、圖書集成ヲ版ニシタトキニ用ヰマシタ。日本デハ、版行ノ始マリハ、何レノ世ニアリマセウカ、今ニ傳ハル百萬塔ノ中ニアル、陀羅尼經ヲ、木版ノ始メト云フ説ガアリ、又サウデハナイト云フ説ガアリマス。ドチラデアリマスカ、知レマセヌガ、佛經ハ早クカズ、版本ニシマシタガ、其他ニハ、古イ所ニ見エマセヌ。今日デハ、正平版ノ論語ト云フモノガ古イ様デアリマス。其ハ正平十三年ニ、堺浦ノ道祐居士ト云フモノガ、論語ヲ版ニシタノデアリマス。重刻トアリマスカラ、其前ニモ版ニシタコトガアリマセウ。併

シ其前ハ、何ノ時代デアルカ知レマセヌ。多分鎌倉ノ末世ノ頃デアリマシタラウ。足利ノ應永時代ニナツテ、版本モ追々出來マシタ。活字版ハ種々説ガアリマスガ、今ニ傳ハル永祿五年刊刻ノ蒙求ガアリマス。コレガ一番古イ様デアリマス。韓退之ノ文ヲ活字版ニシタノモアリマスガ、何レモ足利ノ末世ト見エマス。

徳川氏ニナツテ、慶長四年ニ、伏見ニ於テ木版ノ活字ヲ以テ、孔子家語ヲ開版致シタルコトガアリマス。又慶長二十二年ニ、駿府ニ於テ銅版デ大藏一覽ヲ版ニシマシタ。ソレヨリ追々版行モ盛ニナツテ、來マシタ。ナレドモ今日ノ様大便利ナモノデ無ク、書物ノ讀者モ少ナキユエ、極メテ普通ノ者ハ、版ニシマシタガ、少シ高尚ナル方ノモノハ、版ニハ

ナリマセヌデ、矢張寫本デアリマシタ。元祿享保ノアタリニナツテモ、多クハ寫本デアリマシタ。新井白石先生ナドハ、少年ノトキニ、孝經マデ寫シマシタ。太宰春臺が享保年中ニ古文孝經ヲ版ニシテ流布シマシタガ、其時ニハ、マダ版ニシタモノガ少ナイノデアリマス。徂徠ハ楷書ガ書ケヌエ工例ノ草書デ書テアリマシタ。アノ時分ニハ、文化モ可ナリ開ケテ居ツテサヘ、ソノ位デアリマシタ。コレガ書籍ノ困難ノ話シデアリマス。

又昔ハ先生ト云フモノガ無ク、大學寮ニ博士ガアツテモ、官員ノ息子ニ教ヘルダケノコトデ、平民ニ教ヘルト云フコトハ無イ。保元平治以後ハ、亂世打ツミキ、况シテ應仁以後ニハ一日モ戰爭ノ無イユトハ無イ位エ工、學問ヲシヤ

ウト云ツテモ先生ガ無イ。誰モ知ツテ居ル話ナレド、足利時代ニ、九州人人ニテ、四書ノ素讀ヲシヤウト思ヒタレドモ、書物ガ無イエ工、遙々常陸ニ赴キタレドモ、學資モ盡キテ仕舞ヒ、困ツテ居タトコロガ、懇意ノ者ガ、豆ヲ一斗惠ミ呉レシ故、其ヲ喰ヒテ、素讀ダケハ、濟ミタレドモ、講釋ヲ聽クコトガ出來ズ、又々才覺シテ四書五經ノ講義ヲ聽イテ、歸ツタト云フコトガアリマス。

徳川幕府ノ時ニ大ツテカラス諸大名モ、國々ニ學校ヲ設ケテ、昔ノ様ナコトハ無クナリマシタケレド、一體ノ制度ガ、武人人制度デアツタカラ、表向キ學問ハ結構ダカラ、精ヨ出セト云フケレドモ、餘リ深入リヨサレテハ困ルト云フノデ、成長シテ學問スル者ガアルト、彼ハ變人ダトカ異風

ダトカ申シマシタ。其中デ學問ヲ致サウトスレバ、父兄ニ叱ラヒ、朋友親戚ニ嘲ラル、コトデアリマシタ。近江聖人ト言ハレタル中江藤樹ハ、晝間學問ヲスルト、同役ニ惡ク言ハレルカラト云フノデ、夜寢テカラ、書物ヲ讀ンダ、ト云フコトデアリマシタ。後世ハサウデモ無イガ、其頃ハ、士大夫マデ學問ヲ好マナイ風ガアリ、殊ニ農商ニ至ルト、學問ヲスルト、親モ親類モ承知シマセヌ。強ヒテ致サウト云フニハ、江戸ヘデモ出テ來テ、學僕ニデモ這入ラネバ出來マセヌ。

其外最困ルコトハ、學資ノ無イコトデアリマス。其上ニ、學資ガ無イカラト云ツテ、或ハ學僕ヲシタリ、居候ヲシタリシテ、數年ノ日月ヲ積ンデ卒業シタトコロデ、用ヰル所ガ

無ク、立派ナ學者ニナツテモ、重代ノ藩士ハ、君侯ニ用ヰラレルガ、平民ハドウモ仕様ガアリマセズ。或ハ塾ヲ開イテ教授スルトカ、左モ無ケレバ、僅ナ扶持デモ貰フトカ云フノデアルガ、其モ容易ニハアリツカヌノデアリマス。極メテ善ク世ニ用ヰラレタ所ガ、諸藩ノ儒者ニナルカ、或ハ更ニ進ミテ、幕府ノ儒者ニナツテ、二百俵十五人扶持位ニナルノデアルガ、併シ其ハ中々容易ナコトデハナク、一代ニ一人有ルカ無イカト云フ位デアリマス。非常ニ辛苦艱難シタ所ガ、其位ナモノデアルカラ、今ヨリ考ヘルト、張合ガアリマセヌ。其ナラバ、官途ニ就カズ、著述ニ從事シタトシタ所ガ、自分ハ固ヨリ貧乏ユエ、大著述ヲシテモ其ヲ版ニスル資本ガナイ。又誰モ其ヲ引受ケテ上木スル者モア

明治廿七年三月二日

文部省検定定濟



編述者 西村正三郎

東京市小石川區久堅町七十四番地

印刷行兼
者

合資會社 普及舎

代表者 須永和三郎

合資會社 普及舎

發兌元

合資會社普及舎社長

明治廿六年七月二日印
同 同 廿七年三月六日出
同 同 廿七年三月九日訂正再版印刷
年三月十二日發行

價 定	
編 下	編 上
四三二一	四三二一
或或或或或或	拾拾拾拾
或或或或或或	五五五五五五
或或或或或或	八八八八八八
或或或或或或	錢錢錢錢錢錢
或或或或或或	五五五五五五
或或或或或或	厘厘厘厘厘厘

高等小學新讀本下篇第一卷終

小學新讀本下篇第一卷終

注意 以上二章ハ文學博士島田重禮氏ノ講演ニヨリタル者ナリ。

リマセヌ。折角大著述ヲシテモ、今申ス様ナ譯ズ紙魚カ、鼠ノ巣ニナル位ナモノデ、實ニ申シヤウモ無イ難儀ナ話デアリマス。箇様ニ種々ナ艱難辛苦ヲ凌イデ指ヲ折ラル、所ノ大儒モ出來、豪傑モ出來、文章家、詩人ガ出來タノデアリマス。其人達ノ艱難ハ、實ニ測ラレヌホドデアリマス。

魚鳥縣安信錄

桑水助次郎